

---

平成28年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成28年9月5日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成28年9月5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏑水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 石井 好貴君

総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………			……………	瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………			……………	安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………			……………	田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。10番、岩佐達郎議員の発言を許します。10番、岩佐達郎議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

まず初めに、さきの台風10号、岩手県並びに北海道に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りして、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思っております。そしてまた、台風12号、うきは市の今収穫期を迎えた水稻並びに果樹の被害心配したんですが、ほとんど被害がないということで安心をしたところです。

それでは、今回の私の一般質問ですが、久しぶりの一般質問となります。しかも、1番くじを引きまして、時間配分の勘がうまくとれるかどうか分かりませんが、きょうは、まず市政運営について、そして次に林業の創造的再生について、そして最後に空き家対策についての3項目をお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、市政運営についてです。

先般、7月3日の投開票のうきは市長選挙において、現職の高木市長が当選をされました。高

木市長は、1期目は無投票、今回の2期目は新人との一騎打ちとなり、今回の選挙で市民の信任を受ける結果となりました。

また、今回の市長選挙は、全国初の18歳選挙となり、全国から注目された選挙でもありました。

選挙後、7月15日に初登庁され、高木市政2期目がスタートすることになりました。そこで、全国から注目された今回の市長選挙の結果について及び高木市政1期目の市政運営についてどのように評価し、今後の課題と2期目の行政運営の基本姿勢と重点施策及びその具現化に向けた具体的な取り組みについてお尋ねをしていきます。

まず、全国で初めて選挙年齢を18歳以上に引き下げて実施された、うきは市の市長選挙、その投票率を見てみると、全体の投票率は、2005年の前回選挙戦に比べて18.76ポイント低い56.10%にとどまり、18歳から19歳の投票率は、全体の投票率をさらに17.72ポイント下回る38.38%と低い投票率となり、開票結果は約6,500票の大差となった。この選挙結果をどう考えるか、市長の所見をまずお伺いをしたいと思います。

そして次に、市長は初登庁の2期目就任の挨拶で、1期目の就任に当たり、うきは市に元気と幸せを！つながろううきはをスローガンにまちづくりを進めてきたが、まだまだ多くの課題が山積しています。

また、さきの1期目を振り返ってみると、就任前日の平成24年7月14日が、うきは市に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨の日でした。そのため、災害からの1日も早い復旧復興に全力で取り組んできたところです。

また、昨年3月は、合併により市制を施行して10周年、合併以来大きな課題であった火葬場の一体化、保育所の統廃合と民営化を進めてまいりました。

さらに、昨年9月には、地方創生の地方版総合戦略、うきはルネッサンス戦略を、そして12月には、第2次うきは市総合計画を策定しましたと述べられています。

そこで、高木市政1期目の市政運営についての成果をどのように評価し、山積していると言われた今後の課題についてお伺いをしたいと思います。

次に、市長は2期目の就任挨拶で、2期目となるこれからの4年間は、これまで1期4年間の成果と課題を踏まえながら、うきはルネッサンス戦略、うきは市第2次総合計画を実行に移すべく重要な第2ステージとなります。また、老朽化が著しい公共施設を、いかに一体化、複合化していくかも大きな課題であります。これからの4年間は、将来のうきは市を形づくる上で重要な時期であると考えています。

先人から受け継いだ魅力あるうきは、市民の皆さんとともに、うきは市が有するさまざまな地域資源やその強みを生かし、知恵と工夫を凝らして、ほかの地域とは違う存在感あるうきはブラ

ンドを構築していくとも述べられています。

そして、2期目の施政方針については、ルネッサンス戦略の基本方針であります、1つ目が、うきはの資源活用と新たな雇用の創出、そして2つ目が、地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み、そして3つ目が、結婚から子育てを経て、生涯夢を持ち生活することができるうきは市、そして4つ目が、時代に合ったうきはの地域づくりと広域間連携、以上の4つの基本方針のもと、さまざまな施策、事業の展開を図っていくと述べられ、また市長は、選挙中の公約に、国や県に頼らない強いうきは市の農業づくりを進める。小学校の統廃合は、しっかり皆さんの意見を聞き、最終的には私が決めたい。未整備の上水道は整備の必要性を訴え、市民の賛同と理解を得ていきたいと、決意を力強く述べられています。

そのほかにも、高齢化、過疎化が進む中、安心して安全に住み続けられる地域づくり、持続可能な行財政運営に向けた仕組みづくり、昨年から重点的に進めるブランド化の推進、協働のまちづくりの推進など、課題は山積しています。

そこで、うきは市に今あるものを生かしたまちづくり、人と地域資源を生かしたまちづくりを重点的に進めるとする、高木市政2期目の市政運営の基本姿勢と、重点施策及びその具現化に向けた具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、市政運営について3つのお尋ねをいただきました。

1点目が、今回の市長選挙の結果についての御質問であります。全国初となりました今回の18歳選挙によります、うきは市長選挙の投票率につきましては、56.10%でありました。これは、旧吉井町と旧浮羽町の合併直後の平成17年に行われた市長選挙の投票率74.86%を下回る結果となりました。

また、今回のうきは市長選挙におきます18歳、19歳の新有権者の投票率につきましては、38.38%となっております。この投票率につきましては、直近の国政選挙の年代別投票率の20代の投票率を比較した場合、若干ではありますが上回る結果となっているところでございます。

なお、県内各市の直近の市長選挙における投票率の状況を見ますと、30%台から70%台の状況となっております。投票率につきましては、国政選挙、地方選挙にかかわらず、その選挙における争点や、その他のさまざまな要因による影響があるものと認識しております。

今回の結果につきましては、真摯に受けとめているところでございます。

今後につきましては、地元の高校などとも連携し、全国初の18歳選挙の地としての歴史的な

使命を果たす上でも、若者の社会参画への意識向上に向けた一層の取り組みを図ってまいり所存であります。

直近の予定としましては、9月7日、あさってになります。浮羽真館高等学校に私が直接出向き、主権者教育の一環として、全校生徒にまちづくりなどに関心を持ってもらえるよう話をする機会をいただいているところでございます。

選挙管理委員会としましては、今後とも、地元の高校などとも連携を強め、若者の投票率向上に向け取り組みを行っていくとともに、多くの有権者に対して啓発活動を推進していくことが重要と考えるとのこととでございます。

2点目が、高木市政1期目の成果と今後の課題についての御質問であります。思い出しますと、私が1期目に就任しました平成24年7月15日は、うきは市に甚大な被害をもたらしました九州北部豪雨の災害対応から始まりました。当時の状況は皆様も御記憶にあるかと思いますが、昭和28年、筑後川大水害以来の大きな災害でございました。特に新川、田籠地区の隈上川、小塩地区の小塩川、妹川地区の巨瀬川筋の被害は、道路、河川、水路、農地、山林、林道、そして数多くの住宅にも及び、市民1名の方のとうとい命も奪われた甚大な災害でございました。

この未曾有の災害から立ち直るため、私は、自分が知り得る全ての方策をとり、国、県、また他自治体の協力も得ながら、復旧・復興に全身全霊を傾けてきたところでございます。

まず、災害復旧を円滑に進めることが、市長たる私に課せられた最初の重大な責務でございました。この九州北部豪雨災害の経験は、行政組織たる市職員にとっても、市民の皆様をいかにして災害から守るか、いかに迅速に対応するか、そして行政としての防災・減災対策の重要性を改めて認識させられたところでございます。

また、私にとりましても、市の危機管理体制の重要性と市民の皆様が日ごろから地域の人たちをお互いに見守り、助け合う、地域防災組織の早期体制づくりの必要性を実感させられたところでございます。

現在、九州北部豪雨の災害復旧工事はほぼ完了いたしました。1期目の3年間は、市長として、市民の皆様生命と財産、そして生活を守る責任の重大さを痛感した3年間とございました。

そして、1期目の3年目からは、災害復旧工事を堅実に進めながら、うきは市の新たなまちづくりを実現するため、まず平成26年度に市長公室長の直轄として、うきはブランド推進係を設置し、翌年度には、機構改革の一環として、うきはブランド推進課を改組し、うきは市の復興、そしてブランド形成に向けた中核として、幅広い産業領域にわたる活性化策を進めてきたところでございます。

また、新たなコミュニティ組織の形成を図るため、平成26年度には市長公室長の直轄としてコミュニティ支援係を新設し、平成27年度の機構改革の際に市民協働推進課として改組し、

各自治協議会の本格的活動を支援するための体制づくりを行いました。

また、平成27年度当初には、合併以来の大きな課題であった、2カ所の火葬場を一元化し、うきは市浄光苑の供用を開始することができました。

さらに、保育所におきましては、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら統廃合を行い、民間保育所の誘致を行ったところでございます。

また、平成27年度は、国からの指導もあり、各自治体は地方創生を推進するための地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとなりました。本市におきましても、うきは市ルネッサンス戦略を早々に策定し、現在、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

あわせて、平成27年度は合併11年目を迎えて、第2次うきは市総合計画を策定いたしました。今後、第2次うきは市総合計画の将来像に掲げております、「うきはブランドを絆で結ぶしあわせ彩るうきは市」をいかに実現していくかが大きな課題であると思っているところでございます。

次に、3点目でございますが、市政2期目の基本姿勢と重点施策及びその具現化についての御質問であります。御指摘のように、私は、うきはに今あるもの、すなわち人と地域資源を活用し、これからのうきは市の振興と発展に結びつけてまいりたいと思っております。その実現のために、さきに述べました、うきは市ルネッサンス戦略と第2次うきは市総合計画を相乗的に実行してまいります。

その中で重点施策としての位置づけられてるものは数多くありますが、3点について御説明をさせていただきたいと思っております。具体的には、1つが、地域資源を生かした市の活性化とうきはブランドの確立、そして2点目が、若者が定住できる新たな雇用の創出、3点目が、高齢化社会に対応する地域包括ケアシステムの構築でございます。

まず、1点目の地域資源を生かした市の活性化とうきはブランドの確立についてでございますが、うきはの地域資源として、まず現在進めております、うきはテロワールに係る情報発信を、市内だけではなく全国的に進めてまいります。うきはの恵まれた地理的環境である地勢、地質、気候等をアピールすることにより、本市の多種多様な農産物の魅力と高い品質を市内外の多くの方に認識していただき、フルーツ王国うきはとしての確固たる基盤を築いてまいります。

私は、こうした取り組みの積み重ねによって、うきは市で産出される農産物の付加価値を高め、結果的に農家の所得向上へ寄与するものと確信しております。全国的に農業後継者の減少が深刻な問題となってる中で、うきはブランドを築くことは、うきは市農業の活性化と農家の将来に対する希望をかなえるものと考えております。

また、あわせて、うきはテロワールの発信によって、「道の駅うきは」、にじの耳納の里、フルーツ観光等により、来訪される交流人口がますます増加するものと期待しているところでござい

ます。

また、今年度、地方創生加速化交付金事業として、「道の駅うきは」の運営会社であります、うきはの里株式会社に地域総合商社機能の構築を行っております。地域総合商社は、その機能の整備を通じ、6次産業化や農商工連携を通じた新しい商品開発、農産物の販売ルートの拡大、観光開発の牽引役となるものであります。こうした、うきはテロワールにかかわる情報発信と地域総合商社の取り組みを通じ、うきはブランドの確立に向けて確実に対応を図ってまいります。

さらに、うきはブランドを確立することは、経済的波及効果を生み出すだけではなく、この自然豊かな、そして歴史と文化を兼ね備えた、うきはの地に住む私たちの市民にとっても誇りと郷土愛を育むものであると考えております。うきはといえば誰もが知っている、そうした町にしていきたいと考えております。

次に、雇用の創出、特に子育て世代の若者の定着に向けての取り組みについてでございます。まず久留米・うきは工業団地、鷹取工業団地でございますが、この早期完成に向け、福岡県、久留米市とも連携をしながら対応を図ってまいります。これまでも説明させていただいておりますが、久留米・うきは工業団地は、福岡県を事業主体として、総面積33ヘクタール規模の開発が行われ、このうち、うきは市分は約12ヘクタールでございます。企業誘致活動は福岡県が主体となって行いますが、企業の立地が実現することにより、一定の雇用の場が創出されるものと期待をしております。

また、創業支援の一環として、地方創生先行型交付金を活用して、福岡銀行浮羽支店跡地に、通称U-B i Cと呼んでいる創業支援窓口を開設いたしました。ここでは、うきは市で創業を希望する若者の相談に乗ることはもちろん、創業に必要な経営や融資に関する情報提供等について、ワンストップサービスの提供を行ってまいります。

さらに、農業分野では、JAにじと協力連携のもと、うきはレインボーファームでの新規就農者の育成支援を継続してまいります。現在、2名の研修生がトマト栽培に取り組んでいます。間もなく研修が修了し、第2期生の受け入れ2名も決定しております。今後とも研修生の受け入れを継続し、レインボーファームでの実地研修を通じて、将来を担える新規就農者を育ててまいりたいと思います。

次に、高齢化社会に向けての地域包括ケアシステムの構築についてでございますが、本市の高齢化率が、ことし4月には31.4%となりました。うきは市ルネッサンス戦略の人口ビジョンでも指摘しているように、今後も人口減少と高齢化社会が進行することは避けられない状況でございます。

そうした中で、高齢者の尊厳の保持と自立的な生活を維持し、可能な限り住みなれたうきはの地で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービ

ス供給体制、すなわち地域包括ケアシステムを築くことが急務であるとなっております。

高齢者の方々が、できるだけ介護施設や病院へ入所、入院せず、自宅で生活することを支援する在宅医療、在宅介護の支援体制づくりを関係団体とともに築く必要があります。この地域包括ケアシステムは、膨らみ続ける社会保障費を抑制するためにも重要な取り組みとなっております。支援が必要な高齢者の方は、介護度や認知症の程度等で支援の内容が異なるとともに、複雑な家庭事情を有するケースが多くございます。したがって、適切な指導、助言を行える医療・介護の専門家が必要となります。

地域包括ケアシステムの体制づくりには、市では、保健課、福祉事務所、そして関係組織・団体として、浮羽医師会、浮羽歯科医師会、浮羽薬剤師会、うきは市社会福祉協議会、各自治協議会、うきは市民生委員協議会、また市内介護施設から、介護支援専門員、ケアマネジャー、社会福祉士や介護福祉士など、医療機関におきましては、医師、理学療法士、作業療法士等との連携が必要となります。

団塊の世代が75歳以上に到達する2025年ごろに、医療・介護費の社会保障費が急増することが予想されております。いわゆる2025年問題であります。私は、この問題に対処すべく地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

以上、大きく3つの重点施策について申し上げましたが、これ以外にも取り組むべく施策は多くございます。冒頭申し上げましたとおり、私の1期目は、就任日から、九州北部豪雨災害からの復旧復興という大事業が目前にありましたので、無我夢中にそれに取り組みました。

今回、2期目に当たりましては、繰り返しになりますが、昨年度策定しました第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略を着実に実行することにより、うきは市のさらなる発展を目指してまいりたいと思います。

なお、議員のほうの御指摘で、国や県に頼らない農業の振興というくだりがありました。確かに一部そういう新聞報道がありましたが、正しくは、国や県へ頼るだけではなく、みずからのうきはの基幹産業である農業振興を図ると、こういう意味で発言したものが、若干そういうふうにとられてもおかしくないような表現になってることについては、非常に遺憾に思っているところがございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、再質問に入らせていただきますが、まず選挙結果について、全国初の18歳選挙ということで非常に注目された選挙でしたが、その選挙結果、投票率見ると38.38%、これは思ったよりも低かったかなというような気がするんですが、その直後に行われた参議院選挙とこの市長選挙、どうだったのか、そのあたり比較検討されたのか。後でまた中野議員も質問されると思いますが、参院選の投票率等把握して比較検討されたのか、



まずお伺いしたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） おはようございます。総務課長、楠原でございます。

市長選挙の後の参議院選挙の関係でございますが、まず投票率の関係でございます。18歳の投票率につきましては37.80%、それから19歳につきましては35.64%となっておるところでございます。（「市長選挙はどう」と呼ぶ者あり）投票率としましては、御承知のとりの数字となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 参院選挙、今御回答するように、18歳が37.8、19歳が35.64ということであると、市長選に比べて参院選は低くなってるという結果だろうと思っております。

そういう結果を受けて、高木市長は新聞に、それ以外にも、全体の投票率が過去最低になったことについて、政策論争の場が少なく、盛り上がり欠けた。大きな反省だということも言われております。そして、その18歳選挙に関しては、新有権者に懸命に訴えたが、全体の投票率を下回ったのはじくじたる思いであるというコメントもされております。

そしてまた、この投票結果、投票数見てみますと、結果的には6,500票の大差となりましたが、その対立候補が得た3,827票に対しては、自分に対する批判票と真摯に受けとめるということも言われておりますし、さっきも言われました、18歳選挙の看板に恥じないようにというような話もされとると思えます。

そういう中で、さっき、今後の対応としては、高校との連携を図りながら投票率を高めるような取り組みをしていくという具体的な話は聞きましたが、それ以外に何か今コメントされたあたりを含めて、全体的な対応、それ以外のことをお伺いしたいと、何かありましたらお伺いしたいと思えます。市長の思いです。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 再三申し上げるようで恐縮ではありますが、全国初の18歳選挙の地、この看板を受けたことというのは、すごく大きな意義があると思えます。選挙中にも訴えだし、今後もずっと訴え続けようかなと思うんですが、昭和21年に女性の参政権が認められ、いよいよ我が国に初めて普通選挙権という制度ができて、実に70年ぶりに有権者の範囲が広がったという、そういう歴史的な時期であったということが1点と。

そして、世界に目を向けますと、実に世界中の国の92%が18歳未満の選挙権であります。中には16歳、オーストリアなんかは16歳選挙権ということであって、日本のようになっての二十歳選挙権というのは、世界の中でごくごく一部の国でしかない。

そんな中で、海外の高校生と我が国の高校生を比較したときに、海外の高校生というのは非常に、どういうんですかね、みずからの国、あるいは地域、みずからが住んでる地域の歴史文化をとうとうと話すことができるけども、そしてそういう中で、まちづくりの話とか、地域のボランティアの話、地域づくりの話、そして政治的な話をしっかり海外の子は語るすることができるけども、日本の高校生はなかなかそういう発言が少ない。それは国民の気質もあるかもしれませんが、これは1つには選挙制度に原因があるのではないかと、私はかねてから思っていました。

なぜならば、92%の国が18歳未満の選挙権でありますので、高校時代から主権者教育をしっかり受けて、身近なことに関心を持ち、そして身近な歴史文化、そしてまちづくり、あるいはボランティア活動、地域行事に積極的に出ることをしっかり教えられてるのが欧米社会であります。我が国も必ずそういう社会が来るだろうと思う。

その出発点がこのうきはの選挙からということであれば、非常にその重みは大きいものがある。そういうことをしっかり、今後、高校生に訴えていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 私が聞きたい部分が出てこなかったんですけども、時間がありませんので、次へ移りたいと思います。

それでは、1期目の成果と課題について、成果をいろいろお伺いしました。高木市長、1期目は、九州北部豪雨の復旧復興に全力で駆け抜けた4年間ではなかったかなと思っております。

その中で、高木市長が選挙の折に出されたチラシの中に、4年間のさまざまな取り組みが紹介されてました。その中に、1点だけ、財政の規律というのを書かれておりました。それで、確かに市長就任時と比べて、基金は約93億円から108億円にふえておりますし、一般会計の市債残高は147億円から137億円ということで減少してるということで、このあたりが財政の規律の成果なのかなと思っておりますが、具体的に、その財政の規律という、何か簡単に具体的にお伺いしたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まさに議員御指摘のとおりでございます。就任当時は、うきは市が管理してる施設だけでも50億以上の市債金額でありました。このままいけば、うきは市にある貯金、基金を取り崩し、かつまた借金、起債を新たに起こして、そういうことが十二分に想定されるということだったんですけども、私は就任当時、自分の代で財政を破綻してはならないと。何とか

財政の規律を守りたいということで奔走をさせていただきました。

その結果が、今議員御指摘のように、全く真逆で、貯金である基金はふえ、そして借金である起債は逆に減る、こういう状態、こういう実績をもとに財政規律に取り組んだと、このように申し上げたところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは次に、2期目の市政運営についてですが、市長が2期目の施政方針の中には、さっきも言われましたように、ルネッサンス戦略、そして第2次うきは市総合計画を移行に移すべき重要な第2ステージを迎えたということで、また、重点施策としては8項目、選挙の公約の中にもうたわれておりました。また新聞にも幾つか具体的に、さっきの農業問題もあったんですが、掲載をされておりましたので、その中で幾つかお伺いをしたいんですが、時間ありませんので、1つ、まずお伺いしたいのは、地域コミュニティの創造的再生についてお伺いします。

高木市長の重点施策の中に、自治協議会を中心として、地域コミュニティの創造的再生を目指すとあります。そして、平成26年度より、自治会制度がスタートして3年目に入ります。本年度は、各自治協議会で策定した地域計画の実現に向けてのスタートの年ということですし、また、本年度をもって区長委嘱制度も廃止されます。

そういう中で、自治会における区長の位置づけ、あるいは役割等を明確にしておく必要もあろうかと思っておりますし、また、市長の重点施策の一つに掲げる環境や防災などの課題に的確に対応し、心豊かに安心して暮らせる地域づくりには自治協議会の取り組みが不可欠だろうと、こう考えております。

その中で、今後、地域コミュニティの再生に向け、行政の人的支援として、各自治協議会への担当職員の配置、あるいは地域再生を助ける地域おこし協力隊の配置などが必要ではないかなと思っておりますが、市長の考える具体的な地域コミュニティについての創造的再生に向けた具体的な取り組みというのを簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まさに、今あるものを生かす。そこには、人と地域資源と、何度も申し上げてますが、その人の大きな核になるものが自治協議会だというふうに捉えております。

指摘のように、ことしで3年目になります。今年度は、区長さんへの市長からの委嘱を廃止する。来年3月31日で廃止するというので、今、精力的に調整をさせていただいているところでございますが、まだまだ当初描いていた完成形よりも、まだ移行期間中というか、そういう時期に今あるのではないかなというふうに思っております。条例の中でも、財政的、人的支援を行うようにうたわれておりますので、自治協議会の組織運営の状況をしっかり見ながら、しっかりし

た対応を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは次に、上水道整備計画についてお伺いをしようかと思  
ってたんですが、市長は、さっきも言いましたように、未整備の上水道問題は、整備の必要性を  
訴え、市民の賛同、理解を得ていききたいということを述べられています。

そして、御承知のように、小石原川ダム、これは31年から試験湛水、32年4月から運用開  
始ということになっております。そういう中で、小石原川ダムに水源を求めるうきは市の水道計  
画の策定、あるいは県南広域水道企業団への加入など、時間的余裕はないのではないかなと思っ  
ております。そのあたりをお伺いしようと思ってましたが、これは後で佐藤議員が聞くとしま  
すので、これは省略します。

次は、最後になりますが、市長がいろいろ話されたように、これから先、第2期目、市長が取  
り組まれますが、その中では、まず持続可能な財政運営、行財政運営の仕組みをしっかりとつく  
っていくというのが前提条件ではないかな。そして、これから先、市長が言われる、人と地域資源  
を生かしたまちづくりに向けては、自治協議会を中心になって地域づくりを進めていく。そして、  
最終的には、地域が残る、その地域に住み続けられる仕組みづくりをひとつ、高木市長、1期  
4年の間につくり上げていただきたいということを要請しまして、この件は終わりたいと思いま  
す。

それでは、次に行きます。

次が、林業の創造的再生についてお伺いをしたいと思えます。

国土の3分の2が森林の我が国においては、林業の再生は地域活性化に直結するものであり、  
さきの林業復活・地域創生を推進する国民会議において、前石破大臣が、林業復活は地方創生の  
一丁目一番地であると述べたように、地方創生の鍵の一つを握るのが林業であると考えます。

一方、今日の林業・木材業は、木材価格の低迷により、原木を販売しても利益が出てこないこ  
とから、森林所有者に木材生産を行う意欲を失わせ、国産材が市場に出にくい状況をもたらし、  
全伐すれば再生林の経費負担などが生じ、引き続き厳しい状況にあります。

このため、間伐を出す程度で伐採は進まず、豊富な森林資源は利用されず、林業は停滞し、森  
林の適切な整備が行われない箇所も見られ、森林の有する多面的機能の影響も懸念されています。

うきは市においては、総面積の半分、約6,000ヘクタールが森林、その森林を守り育てる  
のが林業です。その林業を取り巻く環境は、うきは市においても厳しいものがあり、うきは市の  
林業の現状と課題を踏まえて、林業の再生にどのように取り組んできたのか、また、今後の対応  
についてお伺いをしたいと思えます。

まず、木材価格の低迷、担い手不足など、林業を取り巻く環境は厳しいうきは市が取り組んで

きた林業活性化策と、その成果をどのように見ているのかお伺いをしたいと思います。

そして次に、うきは市が進めてきた林業施策の成果と課題を受け、今後の森林整備、林業の創造的再生をどのように進めるのかお伺いをしたいと思います。

次に、林業活性化に向けては、うきは産材の利用促進が不可欠です。うきは市では、公共施設等の地元産材の利用、地域木材利用促進事業等を通して、うきは産材の利用促進を進めているが、持続性ある成果が見えてこないように思われます。今後、うきは産材の利用促進、ブランド化の推進に向け具体的な取り組みが必要と考えるが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、うきは市では、平成28年度に木質バイオマス資源持続的活用調査事業が計画され、木質バイオマスエネルギーの利用のための調査及び設備導入計画策定業務が予定されています。地域エネルギー事業の一環として、また内発的発展、林業再生も視野に入れた木質バイオマスエネルギーの利用促進に向けても具体的な取り組みが必要と考えるが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

そして最後に、平成20年4月1日に施行され、10年をめぐりに必要な措置を講じるとする福岡県の森林環境税、うきは市では荒廃森林再生事業等で大きな恩恵を受けていますが、森林環境税の継続に向け、県への働きかけが今必要ではないかと考えますが、所見をお伺いします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、林業の創造的再生について、5点の御質問をいただきました。

1点目が、林業活性化策についての御質問であります。林業を取り巻く環境は、林業従事者が高齢化し、木材価格が安値安定が続く中、厳しさを増すばかりであります。

このような中、うきは市としては、林業従事者で組織する、うきは市林業研究グループの活動に対する助成や、浮羽林産事業組合の労災保険に対する助成並びに浮羽森林組合の現業職員、フックの社会保険料に対する助成、高性能林業機械の導入に対する補助を行ってまいりました。

また、森林整備事業として造林事業を行った場合、福岡県がその経費の40%を補助しているものに対し、市としても10%の上乗せ補助を独自に行い、林家の林業に対する意欲向上に努めてまいりました。

平成20年度からは、森林セラピー基地の認定を受けたことを契機に森林セラピーロードを整備し、都市との交流事業に努めてまいりました。

さらに、平成25年度より、木材の利用促進及び乾燥材のブランド化や空き家対策、定住促進のため、うきは市地域木材利用促進助成事業費補助金制度を開始し、毎年、15件前後の新築、改築等が行われ、木材の活用に努めてまいりました。

このような事業を通じ、まず林業従事者につきましては、森林組合の現業職員を毎年15名前

後確保することができております。しかしながら、うきは市林業研究グループ等の組織につきましては、高齢化とともに減少している現状があります。

また、森林整備につきましては、森林経営計画に基づいた造林事業等を円滑に実施することができております。

森林セラピー事業につきましては、都市居住者を中心に九州各地から来訪者が見られるようになっております。

木材利用促進助成事業につきましては、市内の製材業者と工務店等の施工業者との連携を強化する事業として定着していくものと考えております。

2点目が、森林整備、林業の創造的再生についての御質問であります。うきは市では、これまで間伐事業を主体に森林整備を行ってまいりましたが、今後、市内では伐採適期の植林地がふえてきますので、間伐事業と主伐事業をあわせた形への転換を図ることが必要とされております。

また、林業従事者の確保についても大きな課題であります。林業の収益性が低いため、特に若い人にとっての魅力に欠け、後継者不足になっているのが現状であります。収益性を高める方策の一つとして、間伐事業を行う際に山に置き去りにされている捨て切り間伐材や、木材を搬出する際に発生する枝葉の有効利用について検討する必要があるかと考えております。

また、現在、市場に出荷できない木材等について、日田市のバイオマス発電所や市外のリサイクル業者へ売り渡しておりますが、今後は、市内で事業を起こし、地域内での経済循環を高めるとともに、それが林業関係者に還元される仕組みをつくっていくことが重要であると、このように考えております。

3点目が、うきは産材の利用促進、ブランド化についての御質問であります。うきは産材の利用を促進し、ブランド化を図るためには、林業、製材業、木工業が連携して取り組まなければならないと考えております。具体的な取り組みに向け、今後、地方創生推進交付金等の活用も視野に入れ、浮羽森林組合等の関係者と協議しながら対応を図っていくことが必要であると考えております。

4点目が、木質バイオマスエネルギーの利用促進についての御質問であります。木質バイオマスエネルギーの活用につきましては、近年、九州各地で木質バイオマス発電所が建設されており、近隣地域でも九州電力の関連会社を中心に建設計画が進められているところであります。

木質バイオマス発電は、底質材や林地残材、枝葉などを活用するには有効な手段であると考えられます。しかしながら、原材料を供給する側としては、一定の出荷量を安定的に供給しなければならないことや、買い取り価格の長年にわたる固定化などの懸案事項も見られることから、慎重に対応を図っているのが現状であります。

このような中、今年度におきましては、環境省の補助事業である木質バイオマス資源の持続的

活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業の採択を受け、市内の公共施設や農業施設等へのバイオマスエネルギーの導入の可能性について調査を行っているところであります。この調査の結果を受けて、浮羽森林組合等の関係者とも連携を図り、具体的な導入方策について検討を行っていく予定であります。

最後に、5点目の森林環境税の継続についての御質問であります。平成20年度より昨年度まで、福岡県の森林環境税を活用した荒廃森林再生事業により、683.2ヘクタールの間伐事業を行ってまいりました。また、今年度につきましては、本事業により、間伐事業に加えて、再生路の整備も行っております。

本事業の実施期間であります平成29年度までの10年間で、福岡県内の荒廃森林の整備につきましては、一定の成果が得られるものと思われま。しかし、平成30年度以降につきましては、荒廃森林の整備に加えて、防災や治水、景観を含んだ環境整備に活用できる事業を展開すべきではないかとの意見が、本事業を実施した市町村から指摘されている状況であります。

このような中、うきは市としましても、近隣市町村との連携を図り、朝倉農林事務所を通じて、福岡県に対し新たな事業の構築について積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 再質問に入りますが、市長から、今うきは市の現状を踏まえての、現状または課題を踏まえてのさまざまな取り組み、そして今後の取り組み等についてお伺いしたわけなんです。施策の実現に向けては、さっきも言うように、成果が見えてないというような話もしたんですが、広がりを持続性を持たせるというのが必要だろうと思っております。多くの市民がかかわる中で、林業の創造的再生に向けた取り組みが必要ではないかなと思っております。

その具体的な取り組みとして、市長もよく言われる木育というのがあるんですが、今うきは市は食育推進していますし、それに加えて木育というのも推進しております。そして、木育の一環としては、マイ箸づくりとか展開をされとるわけなんです。先日、この木育について講演を聞いたわけなんですけど、その題目が「うきは市に目指してほしいウッドスタート、赤ちゃんから始まる生涯木育」という題で講演をいただきました。

現在、このウッドスタートを宣言しているのが、全国で25団体。九州では、水俣、小国、綾、日南などがあるそうですし、八女市も検討してるというような話をされてたわけなんです。そういうことで、この木育事業推進としては、うきはは森林組合、あるいは製材所、そして木工所があります。そのあたりと連携をしながら、このうきは市林業の創造的再生を目指して、木育推進に向けてのウッドスタート宣言をしたらどうかということなんです。

このウッドスタート、具体的には、例えば生まれた赤ちゃんあたりに地産地消の木製玩具をプ

レゼントする事業とか、あと木育キャラバンとか、さまざまな事業が展開されておりますが、そういうのにも指導に入ってくるということも言われてますので、ぜひうきは市にも、このウッドスタート宣言をしたらどうかという思いがあるんですが、市長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ことしの、たしか5月24日だったと思うんですが、国のほうで森林・林業基本計画が閣議決定されました。その中で、2025年に向けて、我が国の国産というか、木材の自給率を50%に上げるという強い目標がありました。

その中で、新たな木材需要の創出であったり、その中の一環として、木材利用の必要性、意識の啓発というのもその中でうたわれてて、この木育というのが、新しい教育概念であります木育というのが非常に重要性を増してきてると、このように思っております。

うきは市におきましては、数年前から、今ブックスタートという事業をやってますんで、ぜひウッドスタートをできないかということで、いろいろ内部で検討をさせていただいてたんですが、まだ実現までには至っておりません。

しかし、このたびの地方創生のルネッサンス戦略についても、この木育、あるいはウッドスタートも視野に入れた記載もございますので、いろんな課題あるかと思いますが、いろんな課題を整理しながら、ぜひ木育、あるいは木育の中のウッドスタートについてしっかり検討を深めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは次に、木質バイオマスの安定供給に向けての取り組みの一つで、市長も御承知のように木の駅というのがあるんですが、木の駅プロジェクトということについてお伺いをしたいと思うんですが、この木の駅プロジェクトというのは、「軽トラとチェーンソーで晩酌を」ということで、例えばうきは市の場合は林地残材、あるいは間伐材、うきは市の場合は剪定枝なども考えられると思うんですが、そのあたりを山林所有者や農家の方が軽トラに積んで、そこのストックヤードに持ち込む。そして、その重量をはかって、それに対して地域通貨あたりを対価としてお支払いするという仕組みらしいんですが、それが木の駅プロジェクトということですが。

今度、浮羽森林組合もストックヤードを整備する計画がなされております。いい時期だろうと思うんですが、そのあたり、森林組合あるいは商工会と連携をしながら、うきは市でもこの木の駅プロジェクトという事業は考えられないのか所見をお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、浮羽森林組合においては、浮羽町のほうで新たなスト



ックヤードの今整備に取り組んでおられます。そういうタイミングをはかって、木の駅の御指摘がありました。正直、木の駅について、我々が十分な情報を持ち合わせてないもので、またしっかり情報をいただきながら検討させていただければと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは次に、林業の課題の一つに担い手対策というのがあるんですが、うきは市が今担い手対策としては、フック、現業労務に対する一部助成等が行われている程度で、若い担い手、あるいは新規就業者に対する育成事業等はほとんど行われていないというのが現実なんです。今、農業に関しては、新規就農者を支援し、さまざまなうきは市が抱える農業課題を解決するというので、うきはレインボーファームというのが設立されております。

そういうことで、この林業の新規就業者育成支援、あるいは林業課題解決に向けて、レインボーファームの林業版というのは考えられないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 林業におきましても、農業同様、担い手対策というのは大きな課題であります。先ほども答弁させていただきましたが、この浮羽森林組合としっかり連携を図って、この担い手対策については、いろいろ協議をさせていただいておりますが、まだ具体的な新たな方策までは至っておりません。

しっかり、議員からの御指摘もいただきましたので、そういうことも含めて、浮羽森林組合とは定期的にいろんな協議をさせていただいているんですが、またしっかりそういう話についても深掘りをした議論をしたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、時間のほうが押してまいりましたので、林業の創造的再生、以上にさせていただいて、最後になります。空き家対策についてお伺いをしたいと思います。

現在、うきは市内の空き家は760戸とも言われ、今後、過疎化、高齢化は急速に進み、空き家が急増することが予想されます。その利活用を含めた空き家対策は喫緊の課題だと思われま

す。全国でも空き家は急増し、約820万戸と言われております。そして、自治体の空き家対策等条例も全国で400を超える団体が制定しています。しかし、空き家の所有者の特定や撤去に当たり、自治会レベルでは対応が困難な問題も顕在化しています。このようなことから、適切な管理が行われていない空き家等がさまざまな住民生活に深刻な影響を及ぼしておるということで、空き家等の活用を促進するため、空家等対策推進に関する特別措置法が制定され、昨年5月、全面施行されております。

このことを受けて、うきは市では、平成28年度に、空き家等の活用を促進するうきは市空家等対策計画を策定するため、市内に存在する空き家等の実態を調査するとして、空家等実施調査委託料350万が予算化されております。

また、平成26年7月より、移住・定住促進プランナーとして地域おこし協力隊を採用し、空き家対策等に取り組んできています。

さらに、昨年9月に策定された地方創生、うきは市ルネッサンス戦略の基本方針、地域コミュニティの再生と都市部からの呼び込みのプロジェクトに、ジョブマッチング空き家対策プロジェクトを掲げ、住居と仕事のマッチングを図ることにより、Uターン者、移住者の増大を図るとしています。

そこでまず、うきは市が進めている空き家対策等の現状と、その課題についてお伺いをします。

そして次に、地方創生として進める空き家対策プロジェクトの空き家の利活用等の具体的な取り組み及びその推進体制についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま空き家対策について2つの御質問をいただきました。

1点目が、空き家対策の現状とその課題についての御質問であります。現在、うきは市内の空き家については、平成25年度に実施された総務省の住宅土地統計調査によれば、推計で約760戸と見られ、その後も増加しているものと予想されております。

うきは市では、空き家対策として、これまで空き家バンクを中心に、空き家の利活用を図るべく取り組んでまいりました。空き家バンクにつきましては、2つ目の質問に対する答えの折に詳しく説明させていただきますが、このような取り組みにもかかわらず、利活用されない空き家が依然として多く見られるのが現状であります。

そして、このような空き家問題は、うきは市に限らず全国的にも問題となっており、特に手入れがなされないまま放置され、倒壊の危険性や周辺地域の環境に悪影響を及ぼす空き家が増加するに伴い、大きな社会問題となってきました。

このような状況を受け、国のほうでは、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家対策特別措置法とありますが、法律を施行し、本格的な対策に乗り出すこととなりました。

うきは市におきましても、空家対策特別措置法の施行を受け、今年度から、空き家全般に関する対応を図ってるところであります。

具体的な取り組みとして、今年度につきましては、空き家実態調査を実施いたします。調査の手順ではありますが、空家対策特別措置法により、固定資産税情報の内部利用が可能となりましたので、まず空き家の所在地の把握、さらに所有者の特定を行い、空き家リストの作成を行います。

その後、空き家所有者に対する適切な管理の促進、有効活用等についての意向調査を行う予定であります。

今回の調査結果により、地域防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家につきましては、特定空き家等の判断基準に照らして分類していくこととしております。この特定空き家等につきましては、所有者の除却、修繕、立木の伐採等について助言、指導、勧告等を行うこととなります。

また、今回の空き家実態調査の結果をもとに、うきは市空家等対策協議会におきまして、今後の施策を含め、うきは市空家等対策計画の策定に向けた検討を行ってまいります。

2点目が、空き家利活用の取り組み及び推進体制についての御質問であります。うきは市では、定住促進の取り組みの一つとして、平成25年度より空き家バンク制度を創設し、空き家の所有者と、買い手と借手手を結びつける事業に取り組んでおります。空き家バンクにつきましては、広報紙や防災無線、チラシ等で登録の呼びかけを行うとともに、自治協議会等に出向き、空き家バンクの説明等を実施し、登録の働きかけを行っているところであります。

空き家バンク制度による実績ですが、平成25年度から現在までに延べ24軒の物件を登録いただき、そのうち16軒の成約を見ております。残り8軒ですが、4軒につきましては、登録後の所有者の方から取り下げの申請があつておりますので、現時点では4軒の物件が空き家バンクに登録されております。

また、成約された16軒のうち、13軒につきましては市外の方であり、本事業が空き家対策とともに、移住・定住に結びついているものということができます。

今回、空き家実態調査を実施することで、空き家の中でまだ居住可能な住宅が確認できた場合、直接所有者に対して空き家バンクへの登録について呼びかけを行い、登録物件をふやすことにより、空き家の解消、利活用、さらに移住者の促進につなげていきたいと考えております。

なお、空き家バンク制度の推進体制につきましては、現在では、うきはブランド推進課地域振興係で業務を行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 今、取り組み、そして課題をお伺いしましたが、空き家バンク、うきは市が取り組んでますけど、思ったより伸びてないというのが現状だろうと思っております。そして、現在、4軒登録だということですかね、今あるのがですね。そういう状況ですので、760軒と言われる空き家の中で、この程度かということ、思ったよりも伸びてないという、そのあたり何が問題か、しっかり把握して、その対応が今後必要だろうと思っておりますし、この推進体制については、それぞれの地域の実情をよく知って、その地域に即した取り組みができる自治協議会との連携あたりも必要ではないかなと思っておりますが、そのあたり、市長のお考

えをお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 25年度から取り組みまして、16軒の成約を見てるわけでありますが、当初、25年は2軒、26年は3軒、そして昨年度が9軒と、年度を追うごとにふえてきておりますので、しっかりした推進体制のもとに、今空き家バンク制度がかなり有効に働いてきているものと、このように思っているところであります。

そして、御指摘の自治協議会との連携は、もう御指摘のとおりでございますので、今後、自治協議会とも連携図りながら、多くの方に登録していただいて、空き家解消に、あるいは利活用に向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、最後になりますが、恐らくこの空き家は、今後、高齢化が進む中で爆発的に増加してくるのではないかなと思っております。

それで、ルネッサンス戦略にも空き家を資源と位置づけてるんですが、その資源活用に向けては、さっき言いますように、実効性のある事業をしていただいて、実効性のある推進体制、自治会との協力、連携あたりを図っていただいて、的確に進めていただきたいということを要請をいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） これで、10番、岩佐達郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、7番、江藤芳光議員の発言を許可します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、質問に入らせていただきますが、まずもって、きのうから未明にかけての12号台風、職員の皆さん、特にここに幹部の皆さんいらっしゃいます。徹夜して大変なことだったろうというふうに思っているところであります。結果として、台風のルートが長崎からの上陸で、過去を思い出すような状況でもございましたけども、結果としては、雨をもたらしていただいて、ありがたい台風だったというふうに、結果論としては思っているところであります。

さて、いよいよ台風シーズンと言ってよろしいと思えます。報道では、あり得ない異常気象という表現を使って報道をいたしておりますが、先ほど岩佐議員からありましたとおり、北海道を立て続けに起こった3本の台風、そしてさらに追い打ちをかけた台風10号、岩手では多数の死者、北海道でも甚大な被害が、またしても防災対策対応に非難の声が上がっているところであります。

市長から先ほどもるるございました。北部九州豪雨から4年を経過いたしております。この間、防災計画等は、異常気象が全国を襲う甚大な災害教訓から、随時見直しがなされておるようであ

ります。

そこで、その教訓が本当に生かされているのかどうか、これまでの実務経験から、その対応と実効性について指摘を行い、不備、不徹底な対応につきましては、即時対応を改善を求めたいとして質問を行うものであります。

そこで、傍聴席の方もいらっしゃいますので、ここで申し上げておきたいと思うんですが、防災にかかわる職員がいかに過酷な仕事であるのかをひとつ理解をいただきたいと思います。災害警報発令にとどまらず、災害が予測されれば、勤務時間にも関係なく、365日、24時間、自由を拘束され、特にこの異常気象下では、年中気を抜くこと、気が休まることのない大変な任務だと、経験者として心から敬意を表するものであるということ、まず申し上げておきたいと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

うきは市において、危機的な災害、特に風水害等でございますが、災害の発生が予測される場合、市長が発動する避難勧告及び避難指示等に対し、関係住民の受令による従動実態、つまりこの発令に、防災無線等で避難勧告等が発令されましたという放送がありますけれども、これに従っている、住民がどれだけ従っているのかという実態をお伺いをいたします。

2点目に、水防計画に指定する、特に緊急かつ危険度の高い中山間地及び耳納山麓地域における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に対する危機予測と警戒態勢及び実効ある避難対策を伺います。

3点目に、こういう危機的な場合または平常時において、地域防災計画及び水防計画に基づく災害対策本部の起動にかかわらず、所管課等、特に消防防災、公共土木、福祉事務所ほかの連携による即時対応は可能と認識しているかどうかをお尋ねをいたします。

最後に、自主防災組織の設立状況と、有事に際する指導・育成の状況を、この4点をお伺いしますが、市長に申し上げます。防災の実情は十分把握をしてるつもりでありますので、そこに職員の方が書かれた原稿かどうかわかりませんが、要点のみ簡潔に御答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市防災・減災対策について4点の御質問をいただきました。

まず1点目が、避難勧告及び避難指示等に対する住民の従動実態についての御質問であります。市民の避難を促す場合、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階がありますが、議員御質問のうきは市で危機的な災害が予測される場合には、避難所を開設した上、避難指示を発令することとなると思います。

ただし、避難指示が発令されたからといって、必ず避難所として開設されている小中学校の体育館やコミュニティーセンター等に避難しなければならないというものではなく、地域の公民館や親戚、知人宅、さらには、屋外の状況によっては、近隣の堅固な建物への避難や自宅の2階への垂直避難も避難行動として捉えられております。

関係住民の受令に対する従動実態であります。避難所における避難者数等については把握できますが、他の避難行動も含めた住民の行動実態は把握できておりません。

しかしながら、重要なことは、みずからの命を守るためにどのような行動を起こすかということとあります。このようなことから、さまざまな避難の方法を含め、市民の皆様に対しては防災講習会等の折に広く啓発に努めているところでございます。このような知識の習得をもとに、適切な行動をとっていただけるよう、今後とも啓発により一層力を入れてまいります。

2点目が、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に対する危機予測と警戒態勢及び実効ある避難対策についての御質問であります。土砂災害は、土石流災害、地すべり災害、急傾斜地崩壊災害の3つに分類されており、うきは市には土砂災害警戒区域が201カ所指定されております。内訳は、土石流の危険箇所が104カ所、地すべりが3カ所、急傾斜地の崩壊が94カ所です。そのうち181カ所につきましては、災害が発生した場合に、建物に損壊を生じ、人命に危険がある特別警戒区域となっております。

議員御質問の危機予測と警戒態勢であります。土砂災害の危険が高まった場合、気象庁福岡管区气象台と福岡県が合同で土砂災害警戒情報を発令します。土砂災害警戒情報が発令されましたら、市は避難所を開設した上で、土砂災害警戒区域に避難勧告を発令し、防災無線、緊急速報メール、エリアメール等で情報伝達を行っております。

また、土砂災害警戒情報の発令前に市内や近隣市町村で災害発生が確認され、災害の拡大が予想される場合には、避難準備情報、避難勧告または避難指示を発令いたします。このように、災害の可能性が高い区域の把握、関係機関から出される気象情報や災害警戒情報、市民からの通報等をもとに、可能な限り災害の発生を予測し、警戒態勢をとっているところでございます。

また、市民みずから危機予測ができるよう、毎年、梅雨期前に、土砂災害警戒区域の区長さんを対象として土砂災害対策会議を開催し、土砂災害の前兆現象等への注意喚起を行っているところであります。

実効ある避難体制ですが、先ほどの回答も重複しますが、市民お一人お一人が状況に応じた避難行動をとっていただくことが何よりも重要であり、意識の向上の場として、各地区での防災講習会を位置づけており、各区長さんに講習会の開催をお願いしているところでございます。本年度、現時点で、行政区やその他の団体を含めて、25回の講習会を開催しております。防災講習会でも、土砂災害の前兆現象が認められたり、今までに経験したことのない雨の降り方に遭遇し

たときは、直ちに安全な場所に避難するよう指導しております。

いずれにいたしましても、災害に対しては日ごろの備えが重要であり、その積み重ねによって実効性が担保されるものと考えております。

3点目の災害対策本部設置前の所管課等の連携による即時対応についての御質問であります。地域防災計画及び同計画に基づく水防計画において、災害対策本部を立ち上げる前に2段階の体制をとるようにしております。

最初の体制であります。市内に警報が発令された場合、直ちに消防防災系の職員と担当課長が市役所に参集し、災害対策準備班を設置し、気象情報や管内の状況を収集することにしております。これらの情報により、現状悪化が予想される場合には、災害警戒本部を立ち上げることとなります。災害警戒本部は、市長公室長を本部長として、全課長と消防防災系の職員で組織されますので、この時点から全ての課で情報の共有ができることとなり、連携して災害に即時対応することが可能となると考えております。

4点目の自主防災組織の設立状況及び指導・育成状況についての御質問であります。自主防災組織は、現在、158行政区のうち82の行政区で設立されており、設立率は52%でございます。

自主防災組織に係る指導・育成の現状であります。年度当初の4月1日に行われる全体区長会におきまして、自主防災組織の設立と防災講習会の開催をお願いしております。

また、浮羽消防署からも区長さんに対して、自主防災組織の設立と訓練について働きかけていただいているところであります。今年度は14の自主防災組織で訓練や講習会を実施しており、今後も浮羽消防署の協力を得ながら指導に力を入れていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。それでは、ここで十分時間とるわけにはいきませんので、まず私の指摘したいことを申し上げたいと思います。

答弁でも、お聞きしようと思った防災の講習会、危機的な梅雨時期の以前、それから台風前ということだと思いますが、25回実施と。区長さん方を対象になさってるということでございます。

そこで、ことしの6月18日、避難勧告が出されたと思います。それで、私は関係するところに確認をとりました。避難勧告が中山間地を中心に出了ましたが、それに従ってる方がどれだけいるかということをお聞きを二、三いたしました。ならば、勧告という非常に、法律で基づく市長の非常に大きな権限の一つでもあります。これが発動されている限りは、その実効性が当然あるだろうという考えのもとに確認をしたところでありますが、ほとんどの方が、具体的には聞くのはいたしませんけども、ほとんどの方が平地のほうに、うきは市の避難所というの開設されたという

防災無線あっておりましたけども、多分少ない数だったんだろうというふうに思っております。

それで、私が申し上げたいのは、あらゆる情報、いろんな警戒情報あたりから判断をして、市長が勧告指示というのを発動するのは、権限として当然です。ただ、私が指摘したいのは、防災無線で勧告が出ましたという放送だけでとまってははいないかということ指摘したいんです。結局人がその防災無線だけで動くのかどうか、ここだと思うんですよね。これを現実的に捉えると、私としては、市はやるべきことをやってるんだという認識であるとするなら、これは、あくまでも不作為責任を回避するだけにしかとれないという思いがします。

どうするかと、区長さん方も動いてるというふうに思うんですけども、地元の消防団がそれだけ車両等を通じて、勧告が出てますと、避難してくださいということは当然やるべき行為だと思うんですけども、多分やられていないというふうに、消防団に確認したら、詰所の待機だと勧告が出ている。住民の方が果たして動くかということの疑問がどうしても出てきます。

もう一つ大事なことは、障害者の方、ひとり暮らしの老人の方、多数いらっしゃいますよね。気になったのが、今度の防災計画の、地域防災計画の見直しが配付されました。ここに新たではないんですけど、災害時要援護者の避難支援というものがさらに具体的に改定されて、ここにいただいております。7月1日の改定ですね。初めて名簿の情報をどこに配付するかということがここに記されております。

この避難行動支援者名簿に登載できる、登録できる方の要件も、ここに6項目ほど、75歳以上の高齢者なり、要介護の方々とか、いろいろ要件が付されてます。そして、名簿の情報の活用については、区長、自主防災組織、自治協議会、民生委員、児童委員、見守り協力員、消防団、消防署、警察というふうに、初めてここに載りました。

私は常に気になっとなったのは、これは福祉事務所だと思うんですけども、要援護者の制度ございますですね。成果表のほうにも数字が明確に例年上がっております。これでいきますと、見守り事業を含めて1,598人の方が登録されているんです。私が聞いたのは、そういう災害弱者は、防災無線で避難勧告が出たけども、どうすればいいのかという話。

だから、果たして、今度、支援の地域防災計画具体的にうたわれたけども、そもそもある要援護者対策というのは機能してきたのかどうかをお伺いしたいんですが、まずお聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 議員御指摘の避難行動の実態と、いわゆる実行力の御質問でございます。

避難勧告には3段階ございまして、避難準備情報の発令というのが一番最初にきますが、本来、



この時点で、準備情報の段階で、要援護者等々、避難に時間がかかる方については、この時点から準備を開始するようなことされております。

現実的には、避難所を開設して、防災無線等でお知らせする段階で、この準備情報に当たるんだろうというふうに考えておるところですが、先ほど御指摘の要援護者等々の実態ということでありまして、これにつきましては、本年度、要支援者につきましては調査を行っているところでありまして、その集計が現在、入力作業、そして集計作業を行っているところでありまして、若干作業がおくれておりまして、9月いっぱいにはその名簿ができ、関係機関のほうにお知らせできるようにはなっているところでありまして、

昨日、台風12号接近に伴いまして、市内で11カ所の避難所を開設したところでありまして、本来であれば、先ほど申し上げた支援者名簿について、事前に関係機関のほうにお渡しするところでありましたが、作業がおくれている関係がございまして、係のほうから各自治協議会のほうには、そういった要支援者について配慮いただきますように、電話にて御連絡、要請を行ったところでありまして、

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 瀧内課長もなかなか答えづらいというふうに思います。これは事実ですからですね。例えばお聞きしたのは、今、7月1日に改定になったものは、今9月に準備中というのは理解してあります。私がお聞きしてるのは、むしろ秦所長のほうだと思うんですよ。災害時要援護者支援制度というのがあるんですよ。そこに登録しとる人が、登録されてる人が、本人の同意を得て、ひとり暮らし、高齢者1,271人、それから見守りを含めると、先ほど申し上げたとおり1,598人登録してるんですよ。

この制度は何かというと、その人たちを取り巻く協力員の皆さんで支援をして、災害時に問題ないように避難させるなり、支援をしようという制度ですよ。近所のみならず、区長さんを初め、民生委員、それからその登録されてる本人、複数聞いたけど、全くそういう連絡一つもないと。どういうルートで、この協力員の代表がいらっしゃるでしょうけど、避難勧告が出ました、どげんしますか。避難するなら支援しますよということにならんと、この制度は意味がありませんからですね。

ここでもう答弁は要りません。実態動いてないということですから、ぜひ即、市長の答弁では、連携に即時対応が可能ということで明確に答弁がありましたけども、全く現実はどうじゃないということをおし上げておきたいと思っております。

それから、申し上げたいのは、ぜひ防災無線で、市長が判断をされて発令をする、防災無線で流す。その後のフォローが非常に大事だと思うんです。まず消防団の方が動いていただいて、マ

イク放送でも、車両で回るだけでも、この実効性がぐっと緊迫してくるというのが一つ。

それから、先ほどの要援護者のこれを機能させて、区長さん、ここにははっきり今度9月までと言いますが、早く急いでほしいんですけど、こういう関係者の方に声をかけて動きをするというようなことがないと、結果的には、市長はもう防災は万全だという誇りで先ほどもありましたけども、そう私は思いませんよ。末端の一番大事なところに手が届いてない。それを指摘しておきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、今度、消防団の方に費用弁償が成立しましたね。ぜひこれを使って、勧告等が出たら、即時そういう動きにさせていただきますように指摘、お願いをして、この点は終わります。

それでは、続きまして、うきは市教育大綱について、2点目のテーマの質問をさせていただきます。

ことし3月議会で、藻谷浩介さんが提唱します里山資本主義こそが地方創生の源流だとして、うきは市総合戦略、ルネッサンス構想の理念を市長と教育長にお伺いしたところであります。

とりわけ私は、地域の子供たちとの体験活動を通じながら、急激に進む人口減少等に連鎖した地域社会の空洞化により、特に若者の未来志向がしぼむ一方で、社会に旅立つ若者が先行きが見えない不安定な社会、経済構造の中で、いかに生き抜いていくことができるかを問い、うきは創生は産業経済よりも、むしろ子供の教育にあるのではないかと考えているところであります。

私の質問と同じくして、新たな教育制度改革により策定された、このうきは市の教育大綱、そしてその一方で、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が、4年後をめどに全面実施される英語の実践教育、アクティブ・ラーニング、これは対話による教育方式を主体とした次期学習指導要領の審議が大詰めを迎えております。

これらの動向を踏まえながら、うきは市の小中学校教育の実情と、この子供たちが将来、社会の中でどう生きていくのか、素朴な視点から、市長、教育長に基本的な理念をただしたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。2点ございます。

1点は、昨年4月に改定施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、新たに市長が主宰する総合教育会議の設置が義務づけられ、教育の現状と課題及び将来に向けてのうきは市教育のあり方等が大綱に示されたところであります。

この大綱に掲げる2つの基本指針は、1つが、みずからの人生を生き抜く力を養う、2つ目、各学校や地域に合った特色のある教育を取り入れるとしながら、このたびの市長選挙報道では、教育大綱に基づく学力向上と特色のある教育の実現と表明されております。改めて、市長、それから教育長に、市教育の実態に即した基本理念をお伺いをいたします。

2点目、昨年実施された全国小中学校学力テストにおける福岡県の平均正解率は、各教科とも全国平均を下回っておりますが、さらに福岡県下において、うきは市はどの程度に位置するのか。また、その結果をどのように分析して、その課題の克服に取り組んでいるのかをお伺いをいたします。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市教育大綱について、2つの御質問をいただきました。

1点目ですが、うきは市教育の実態に即した基本理念についての御質問であります。子供たちの現状から学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子供たちが自立的に成長するための原動力となる人格的資質を育成する必要があると、このように認識をしております。

そのために、うきは市教育大綱の中で、基本方針1として、子供たちが確かな学力を身につけ、生きる力を育てる教育を推進する。基本方針2として、市民一人一人が生涯にわたり充実した学びができる環境づくりを推進するとしております。

この基本方針を受け、4つの基本施策を掲げており、1つ目が子供たちの生きる力を育てる取り組み、2つ目が学力向上に向けての取り組み、3つ目が特色ある教育の取り組み、そして4つ目が生涯学習推進の取り組みであります。

変化の激しいこれからの社会を、子供たちが、教育大綱の基本方針2でも掲げている生涯にわたり充実した学びができるためには、学校での教育にとどまらず、家庭や地域など、社会全体で子供たちの教育環境づくりに取り組む必要がありますので、総合的な施策を推進してまいりたいと考えております。

本年6月15日に行いました平成28年度第1回うきは市総合教育会議の中では、議題を学力向上の取り組みについてとして、市長、教育委員のみならず、オブザーバーとして民間企業の代表取締役社長、音楽の専門家、高等学校の校長を招聘し、特色ある教育や学力向上について、幅広い視点から忌憚のない御意見を伺っております。

2つ目の御質問については、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 全国小・中学校学力テストにおける、うきは市の状況と課題等の分析結果についての御質問でございますが、平成26年度より、福岡県の学力向上推進事業の指定を受けて、寺子屋事業やキャリア教育など、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

平成27年度の全国学力テストでは、福岡県と同様に小学校国語A、国語B、算数A、算数Bの4区分、中学校国語A、国語B、数学A、数学Bの4区分について、いずれも全国平均正答率に達しませんでした。

そこで、平成28年度は、うきは市学力向上検証委員会の組織と取り組み内容を見直しました。

まず、組織については、事務局に各学校の主幹教諭を加えて協議を活発にするとともに、協議内容が各学校ですぐに実践されるように変更いたしました。

さらに、取り組み内容をうきは市の課題である授業改善、学習規律、家庭学習の習慣化の3点に焦点化し、具体的には、授業改善では、目当てと活動とまとめがつながる授業づくり、学習規律では、うきは市学習規律7か条を策定し、小・中学校が連携して徹底すること、家庭学習の習慣化では、家庭と連携した宿題忘れゼロの取り組みや市独自で取り組んでいるプラスワンの活用の活用推進です。

本年4月に行われました全国学力テストの結果につきましては、文部科学省の要請により、現段階では詳細な公表はできませんが、うきは市の小学校では、4区分のうち3区分が全国平均正答率を上回り、中学校におきましても、平成27年度と比べて4区分ともに全国平均正答率との差が縮まっております。一定の成果があらわれていると認識をいたしております。

しかしながら、この結果に一喜一憂することなく、うきは市教育センターを中心に、新しい内容の教員研修やタブレット活用の授業改善など、さらなる学力向上に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 御答弁をいただきましたが、私の耳に残ったのは、まず学力のほう、教育長のほうが、全国平均は下回っていながらも、徐々にではあるけれども上昇傾向にあるという答弁をいただきましたので、私の質問もまたちょっと内容が変わってくるというふうに思います。

そこで、まず市長にお尋ねしたいんですが、先ほども言いましたけれども、市長の選挙で、この教育大綱基本施策の重要課題であります生きる力、これは生きる力というのは、もういろんなテレビでも、いろんな論評でも、今の若い人たちの大きな課題が論じられているところでもあります。

なぜこれを市長は、学力向上と特色ある教育を目指すというふうにおっしゃって、一番私の大事とする生きる力を、これは新聞報道でありますけど、なぜあれが一番欠落しとったのか、なぜ外したのか、意図的なのか、それをまずお聞きしないと話が進んでいきませんので、どうぞお答えください。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、そういうふうに新聞に書かれていることは承知をしています。

私は、常々今後の4年はうきは市の将来を占う4年だと、こう思っていますが、その中で、第2次総合計画、ルネッサンス戦略、そして地域包括ケアシステムの構築、そして、さらにこのうきは市の教育大綱を具現化すると、こういうことを言ってますので、私は先ほどの答弁にありますように、4つの基本施策を掲げております。

したがって、その4つの施策の中には生きる力っていうのが入ってますので、特段それを軽視しているとか、そういう問題ではないということを承知していただきたいと、このように思います。

そして、やはり生きる力ということになりますと、やっぱり次の時代を担う子供たちには、大人になってからの働くことの意義とか知識、そういうのを得て理解を深めて、社会を生き抜くような基礎的なそういうことをしっかりやっぱり教えていくことが重要であるし、やはり何よりもみずから考えて行動する、こういう力を養いなさい、その中には交渉能力とか表現能力とかコミュニケーション能力、そういうことを包含した、みずからの考えで生き抜くような、そういう子をどのように育てていくか、それが非常に重要だと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 新聞報道については、もう生きる力は当然だというふうに聞き及びました。

しかしながら、これは報道に載ると、やっぱりどうしても学力向上優先の考えというふうに受けとめざるを得ませんので、それでちょっと危惧をいたしておりましたので。

次に、教育長に、今、学力の答弁ありました。これは言葉で結構ですけど、公表はできないということですけども、今、教育長が把握してある、いわゆる勉強にやる気がなく、これ中学生です、中学生、大事なものは、勉強にやる気がなくてついていけない生徒がどのくらいの割合がある、そういう表現は公表できませんか、そういうお尋ねをいたしております。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 全国学習状況調査では、同時に子供たちにアンケートをいたしております。

そのアンケートの中で、学ぶ意欲といいますか、そういったものが今の議員のお答えになるのではないかと思いますけれども、やはり休日の学習時間というか、そういったものがここにも聞かれておりますけれども、これは年度によって違いますので何とも言えませんが、子供たちの中で1割程度が勉強を全くしないというふうな状況があるようでございます。そういったところに、今、一生懸命取り組んでいるところでございます。

○議員（7番 江藤 芳光君） はい、わかりました。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 先ほど、私、生きる力ということで、ちょっと関心を持っていろいろお話を聞いたり、報道番組をチェックして見たりいたしておりますので、その一部をちょっと紹介したいと思います。

先ほど、18歳の選挙権の話もありました。皆さんも御承知と思いますけど、もう来年は、国会は18歳成人が現実化する動きにもなっております。

それで、この番組等々を知るに従って、本当に今の子供たち、若者っていうのは大丈夫なのかという危機感を覚えます。

これは、よくテレビの受け売りでもありますけれども、これはBSでプライムニュースというのがあって、2時間ほどありますけど、その中である企業とある役所、国も含みますけれども、若者はこの社会を、世界をどう生き抜くのかというテーマで、要約すると高学歴で知識は高いんでしょうけれども、しかしながら組織になじめず、人間として非常に未熟であると、はっきり言うといい加減な人間が多いと、そういう人はもう組織では使えないし、使いものにならないというのがどんどんふえてきているということでございます。

そんな職員が、うきは市役所にも徐々に出てきてるんじゃないか、今後どんどんふえていくんじゃないかという心配、危惧をいたしているところであります。

それから、きょうは5日ですから、3日前の夜7時半からNHKで番組であってました。努力しない若者たち、企業が求めるのは世界をまたぐ人材、しかし、若者が求めているのはもう仕事以外の福利厚生だということが冒頭にございました。とにかく自分の自由な時間、それと家族、仕事とはもう一線を画して、そういうことで、もう企業の人事担当っていうのは頭を引っ抱えているというようなことでございます。

そこで、テレビでありましたのは、若者の今の特徴というのが、失われた20年、これはバブル崩壊後の話としてよく出てきます。社会経済の不安、閉塞感、ものが豊か、物欲がない、ゆとり教育の影響等々あります。

その中で、もう今の若い人では、つまり努力しても報われないという人が、データでは37%の若者がいるそうです。それで、人並みで十分というのが58.3%、それでも今に満足というのが79.3%というのが、明確にテレビで報道がございました。

そして、今後、ITロボット、これは香港の企業が開発したというふうに書かれておりますけれども、近い将来、人間がロボットにかわり、2050年には日本は先進国から転落するという明確な報道でありました。

これは麻生教育長が教育センターだよりに寄稿された内容をわかりやすく、で、私はこのロボットの話は、これはもう漫画の話かなというふうに思っておりましたら、もうはっきりここに上げられております。もう現実そういう方向に向かっているということですよ。

今回の学習指導要領改定の背景が、次の2点に述べられています。

1つ、人工知能が進化して、人間が活躍できる職業はなくなるのではないかと。2点、今、学校で教えていることは、時代が変化したら通用しなくなるのではないかと、この背景を捉えて、新しい次期教育指導要領が議論されているようであります。

それで、こういう状況で、ただ聞いていまして救いは、これはやはり結果としては、もう学力というのに、その科学技術におくれないようにしていくということ、これはもう一番望ましいことですが、ただ人間としての生きる力、よく今の若い人たちが職業で、これはテレビの受け売りですけど、もうとにかくあめとむちを使い分けて、巧みに使い分けないと、もうほとんどが逃げてしまうということが言われております。

その効果の1つとして、日本が体操で金メダルとった内村航平さんの話が引用されておりますけれども、もう努力して、努力して、その限界を超えたときに、初めて達成感と喜びを味わうということです。これも物すごくまれなことでもありますけれども、1つの効果的な研修として、ある企業がプロレスのところに連れて行って、委託してやったそうですけれども、もう同じいい効果が出たということもあります。ただ、この今の流れに任せとっていいのかなという気がしておるんですが、ちょっとお尋ねをしたいと思いますんですが、教育長、いかがでしょう、今、申し上げたロボットの社会というのも、もうこれは2050年というのが1つのはっきりした数字が出てきてますし、どうお考えになりますか、もういよいよ人は要らんということですよ、どうぞ。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の教育センターだよりの中で、私が今回の学習指導要領改定の背景として、今、御指摘のありました2点について述べているところでございます。

今から人は要らんのかというお問い合わせでございますが、今そういう社会だからこそ、もう一度、私は原点に戻るとというのが大事だと思ってるんです。

それはいつか議員が私にお尋ねがありましたときに、どういう人をつくろうとしているのか、私は挫折を乗り越える人をつくりたいと、そういう教育をしたいというふうに申し上げております。

今、福岡県もやっておりますし、うきは市もやっております。どういう教育かということ、鍛えて褒めて伸ばす子供の可能性です。従来の教育は褒めて伸ばすだったんです。今そこに「鍛えて」という文言を入れております。

ですから、大事なことは何かといたら、私たち大人が知徳体、いろんな部分で子供たちをしっかり鍛える、そういうことがこれからの社会を実現していくものだと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 私ごとですけれども、小学校の卒業式で必ず言う言葉があります。

特に保護者に対して申し上げております。いい大学を卒業すれば将来は安心と、もうそういう時代では全くないということを明確に伝えております。

そして、老子の言葉で「子供にものを与えるな、魚のとり方を教えないと、社会に行って自分で飯は食えない」ということを、言葉を強調させていただいております。

とにかく、この6年間、地域の子供を、小学生の上学年を集めて、合宿を1週間ほどやらせていただいております。教育長ももう御承知のとおりでございます。

もうとにかく、子供たちはひもじさを知らない、もういつでも好きなものを食べられる、行儀、マナーがなっていない、知らない、人の痛みを知らない、我慢を知らない、何事にも無感動、とにかく怒鳴り上げないことにはこれが成立しません。これを1週間やったからという効果はもうないことは承知しています。

ただ、行く行く、後々にああいうことがあったという思い出づくりしかないのかなという非常に迷いもあります。というのが、今のお父さん、お母さんたち、そのものがしつけられていないし、もうどこに責任持っていくかというのも、もうそんなことも言いもしませんが、もう非常にやっぱり今の子供を見ると、だから学力だけが先に行ってしまうと、人間の土台がないのに、土台に学力を乗せるのが求めるところですけれども、どうもそうじゃないような気がしますんで、ぜひ今度新しい指導要領に、三、四年後になってくるということですが、気になるのは大綱でありますように、子供たちの生きる力を育む取り組み、この3つ目に、3点目に学校、家庭、地域の連携を含め、子供たちを地域で育てる環境づくりを推進しますとあります。

ところが、子供会ももう全く機能していないのに、どうやってやるんだらうかと、まず家庭、地域、学校連携ということは、もう言葉はもうどこでも全国の市、同じことを使うと思うんです。

教育長、この3点目、誰がやるんですかね。その1つ例を言ってみます。これは大石の例で、大石の自治協議会から怒られるかもしれませんが、2年前に自治協議会が発足しました。

私たちが有志をもってこの体験合宿、通学合宿じゃなくて本当のサバイバルなものを含めて、生きる力をつけようということで、もう5年間が終わって、ことし6年目を迎えます。

それで、コミュニティができたから、この事業を大石全体に広げようということでコミュニティに相談しましたが、できる人材がないということで、今度新たな体制で青少年育成部会というのができましたが、今回はもうこれをお願いしようとしたけど、なかなかこれが難しいような状況もあります。これ一番大事なこと、やっぱり地域社会とのかかわりがもう非常に大事だと思いますが、もう非常に地域も疲弊してます。具体的にどう育てよう、どういうこれを取り組んでいこうとしているのか、具体的に教育長、一言でも結構ですがよろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） よく学校、家庭、地域と連携した教育というのは言われるところであ



ります。

その際に、今、私のいろいろ考えていることの起点は、やはり学校というところにあります。学校からどう家庭に発信するか、地域に発信するか、そしてどのような協力を受けるのか、そのところを整理しながら取り組んでいくべきだろうと思っております。

それから、体験活動につきましてですが、子供にいろいろな体験をさせるというのは学校教育でもやります。先般、8月の終わりに全教職員研修会の折に、福岡市のある中学校の体力・学力向上の実践をしていただきました。実践発表していただきました。

厚生文教の議員の皆様方には御案内しておりましたが、その中で私が非常に印象に残っておりますのは、まずそういったことをやらせる背景としての科学的な根拠というのをきちっと整理してありました。

もう一つ、ポイントは、いかに子供たちが主体的にそのことに取り組むように仕向けるか、この2つを、私、非常に考えたところでありますので、こういったことも参考にしながら、学校を起点としながら連携を進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） あと一つありますので、ちょっと最後にお伝えしておきたいと思えます。

今の子供、生きる力、学力向上ともに取り組みが必要だということは言うまでもないと思えます。

ただ、ある先生方にお尋ねをしましたけれども、保護者、うきは市の保護者の皆さんは、子供は勉強ばかりしないでも、将来は何とか生きていけるという風潮が根強いと、しかし、この科学技術の進展、先ほど教育長が述べたロボット社会も含めてですけれども、これではもうとてもついていけないと、そういうことでもあります。保護者と学校、地域が一体となって取り組まなければ実現はしませんが、特に急を要するのは、保護者に現実を理解させることにあるということも私も思えます。

大綱に書かれていますが、具体的にどう取り組んでいくかをしっかりと見つめていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げて終わりたいと思えます。もう一つは、新しい指導要領を見るに、学校の先生がとてもそれは大変なことなのかなという気がしますんで、それが対応できるのかどうか、そういうものが今からしっかりと、その動向を見つめていく必要があるんじゃないかなというふうに思ひまして、申し上げて、この件についても終わりたいと思えます。

最後に、3点目ではありますが、少子化による小学校の統廃合についてをお尋ねさせていただきます。

1点目は、市長はこのたびの選挙で、小学校の統廃合は皆さんの意見を聞いて私が決めると報道されていましたが、統廃合は市内、全小学校を視野に入れているのか、それとも山三校、姫治・小塩・妹川小学校に特化して検討を進めているのか、その結果、市長はいつお決めになるのか、現段階における検討状況とその方向性をお伺いをいたします。

2点目、統廃合の検討を機に、姫治小学校における山村留学をいじめ、不登校などに実績評価のあるフリースクール的な受け皿として、教育創生に生かす考えはないか御提案を申し上げます。御答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま少子化による小学校の統廃合について、2点の御質問をいただきました。

1点目が小規模校の統廃合の検討と方向性についての御質問であります。今回の市長選挙における私の政策の1つとして、御指摘のように6月29日だったと思うんですが、西日本新聞に、「小学校の統廃合は結論を出していないが、しっかり皆さんの意見を聞いて最終的には私が決めたい」と、こういうコメントをさせていただきました。その記事が掲載されたところであります。

小規模校の統廃合につきましては、8月19日に開催しました第2回うきは市総合教育会議の中で、まちづくり、地域振興も含めた観点から議論を行っております。今後とも丁寧な議論を行い、しっかりとした方針を出したいと、このように考えております。

2つ目が、姫治小学校の山村留学をフリースクールとして活用することについての御質問であります。現在、小規模校の今後についての議論を総合教育会議の中で始めたばかりでありますので、議員御指摘の姫治小学校を含め、特定の学校に関する検討は現在行っておりません。

詳細につきましては、引き続き教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 小規模校の統廃合の検討と方向性についての御質問ですが、平成26年9月26日付で、うきは市行政改革推進委員会が出された答申、公共施設の有効活用についての中で、学校施設に関する方針で統廃合も視野に入れた将来計画の策定が示されました。

また、平成26年11月、うきは市立小・中学校再編の今後の方向性について、うきは市立小・中学校再編庁内検討委員会を設置し、検討いたしております。

平成27年1月27日付で、文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの策定について通知があり、その中でも児童生徒の保護者などの声を重視する丁寧な議論を行うことが望まれています。

学校再編については、地元のPTA代表者、学校長、自治協議会代表などからの御意見等もお伺いしました。

また、地元保護者からの御意見を伺い、保護者全員へのアンケート調査も実施いたしました。集計結果等については、各学校通じて保護者全員に配布するとともに、28年2月の市議会全員協議会において報告を行わせていただきました。

さらに、3月に策定された第2次うきは市総合計画の中の基本目標1の第5章で、適正規模・適正配置等の取り組みを明記いたしております。この問題につきましては、引き続き総合教育会議等で検討を進めてまいります。

2点目の統廃合の検討を機に、姫治小学校における山村留学をいじめ、不登校などのフリースクール的な受け皿として生かす考えについての御質問でございますが、山村留学は平成21年度から姫治小学校において実施しております。

留学を希望する児童を受け入れ、豊かな自然環境と人情味あふれる地域の人々との触れ合いを通して、子供たちの豊かな人間性を育成し、地域の活性化に寄与することを目的といたしております。

結果として児童数がふえることで活動の幅が広がり、少人数では固定的になりやすい人間関係が、山村留学生により見方や考え方が広がり、コミュニケーション能力の高まりにつながっています。地域の活性化を図るためにも、重要な施策の1つであると考えています。

現時点では、小規模校の再編計画を出すことができていませんので、山村留学をいじめ、不登校等のフリースクール的な受け皿としての考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 時間が4分しかありませんので、ちょっと個人的に教育長とも2回ほどお話をお聞かせをいただいております。

それで、状況はそういうことということで、今どうこう言ってどうなるものでもありませんが、1つは西日本新聞でも、小学校の小規模校の統廃合については、九州でも379校が10年で消滅しているという報道もあっております。

反面、子供の声が消えて胸に穴があいたとか、失って初めて価値に気づいたとか、そういう報道も現実的にテレビ等のほうでもあっております。

それと同時に、また小学校、小・中・高校まで含めて一貫校の話も出てきています。片や、先ほど言いますようにフリースクール的な受け皿というの、非常に現実的な重要なものにもなってきておりますので、この辺を山三校の問題だけにとらわれてはないと思いますが、しっかりと全体のうきはの教育の基盤に基づいて、御検討をお願いしたいというふうに思っております。

それで、この2番目の姫治小学校の山村留学の1つは、四季の舎ながいわのあの建物をどう、民泊活用の検討もなされているとは耳に挟んでおります。そういうものを含めることによって、

1つの創生の検討課題の1つかなという思いもしましたものですから、ただあそこに、あのいい環境の中でそういう教育が結果として消え去っていくことがどういうことなのか、十分真摯に御検討を賜りたいというふうに思っておるところでございますので、あとはよろしく願いして、検討のほうをですね、お願いしておきたいというふうに思います。

それから、ちょっとお知らせですが、先ほど教育のNHKの、来週の9月9日ですかね、来週のNHKの7時半、夜、ぜひ見てください、教育長、来週のテーマは「教育のまちづくり、大分、豊後高田市の学びの21世紀塾、土曜・放課後授業料無料の取り組み」この成果が放送をされます。よかったら文教の皆さんもテレビを見て、視察を考えていただければというふうに思うと思います。

これだけ特集的に言うておられますから、それなりの大きな成果があると、期待があるんだと思いますので、それを申し上げて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分より再開いたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、12番、高山敏枝議員の発言を許可します。12番、高山敏枝議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 本日は3点の質問を通告しておりましたので、通告順に質問をさせていただきます。

先ほどもありましたように、今回の12号の台風、本当に被害がなくて胸をなでおろしております。今後も被害のないうきは市であることを祈りたいと思います。

それでは、第1問目の放置自転車対応についての質問を行います。

私、20年前ぐらいから吉井町と、それからうきは警察署の少年補導員の委嘱を受けて、夜間補導とか、中学校のあいさつ運動とかをしてまいりました。

夜間補導の中で、自転車置場の整備とかをしてきたわけですけれども、年々やはり4月になると放置自転車がふえておりました。それで、合併してからも、ある議員が何回か、その放置自転車の対応についての質問をなさっておられます。

私も補導する中で、やっぱり4月の卒業式後に自転車がたくさん放置されているという現状か

ら、24年に、高校の卒業生に卒業する時点で学校に鍵を置いて、そして譲るといような一文を入れて、次の新生に学校があっせんして渡したらどうだろうかという提案をいたしました。

そのことで、当時の課長も動いていただき、私もまた学校へ伺い、究真館高校へ伺い、校長とか、担当の方とお話をさせていただきました。一応そういう形で、子供たち同士で引き継いでいくというような方法がとられるということになりましたけれども、その後、やはり4月とかで校長もかわられたり、担当もかわられたり、また市の職員も担当かわったり、退職をされました。

こういった高校の卒業時に、放置自転車を次に放置されないように新生に送るといことは、学校の特色にもなりませんかといようなことで提案をして、していただいておりますが、そのことは現在どう対応をされているのでしょうか。これを1問目でお尋ねしたいと思います。

それから、そのとき、24年ですけれども私は、今までの放置自転車をどうしているのかということでお聞きして、百年公園の倉庫に保管していますといことで、百年公園も見に行きました。

市長、見られたことありますでしょうか。天井にまで届くぐらいいっぱい自転車が積み込まれております。中には、これ、もったいないねといような自転車もたくさんありました。

しかし、これ防犯登録があるので勝手に処分はできない、ある一定期間保存しないといけないといようなことで、処分もできないし、何もできないといことで、ただ駐輪場の混雑を招かないよといので、年に2回ないし3回、職員が集めて回って百年公園に入れていたとい現状があります。いっぱいだったあの放置自転車は、現在どうなっているのでしょうか。

また、今も各自転車、駐輪場に使えない自転車がたくさんあります。大石の駅を見に行きますと、31台とめてありましたが、そのうちの14台は使用できない自転車がりました。

また、JR吉井駅、これは全部で156台ありましたが、このうち42台は一番北の、つまり通路側の一面に全部びっしり重ねて置いてあります。そして、各部所、部所にとめられるようになってる区画にも、合計33台の自転車が使えない状態、つまり放置自転車としてありました。

これ、私は、大石はきのうでしたが、JR吉井は2日の日でしたので、昼間ですから通学用で高校生の置いていく分はあったと思いますが、究真館高校と、それからあそこから昔の朝羽高校、何でしたか、(「光陽」と呼ぶ者あり)光陽高校に通う子供さんの自転車はなかっただろうと思います。

しかし、現在、今言いましたように156台あって、ほとんど半分は使われない自転車が置いてあるといことで、これ、いいなキャンペーンとして地域の方とか、あるいは市役所の職員も入れて、あるいは補導員入れて、毎月17日に、朝、整備があっております。

そのときに乗ってきた子供が、「ここはいっぱい置かれん」とか、いろんな苦情を言いながら、結局、一番道側にずらっと置いてあるもんですから、中になかなか入りづらい、そして急い

で来るから置いてすぐ行くので、前に前に出してきて、結局、最後の慌てて来た人は、もう道に置いていたりという現状になっています。

いいなキャンペーンで動かして中に入れるもんですから、今度、帰ってきたときには、子供が自分が置いたところと違うので、それでまた混雑しているという現状があります。

こういったことで、この放置自転車、現在、回収されていないんじゃないかと思いましたが、その放置自転車の回収は現在どうされているのでしょうか。

こういった放置自転車に対して、久留米では条例を制定しておられます。この条例をすることによって、ある一定期間保存し、そしてこの防犯登録が一番厄介なんです。この防犯登録があるから、この登録をきちんとしないで乗っていると盗難車、つまりとって乗っているという形で犯罪に問われます。

しかし、この防犯登録は、7年で有効期限が過ぎます。だから、逆に言うとあの百年公園にあるのは、ほとんど7年以上ですので、あれは全部もう廃棄しても、あるいはリサイクルに出しても構わない自転車になってるんじゃないかと思います。

しかし、そういうふうで防犯登録がなかなか外せないんですが、条例をつくって市町村から警察に問い合わせしていくと、これが防犯登録が解除できるということになっています。

この防犯登録は、国とかで一定規定があるわけじゃありません。各県によって決めているわけですので、県の許可があれば解除できるということでございます。そういったことで、この条例を定め、久留米では防犯登録をのかし、リサイクルをしたり、あるいは処分をしているということでございます。

今現在もいっばいたまっているうきは市のこの自転車に対して、うきは市で条例を定める考えはありませんか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま放置自転車対応について、3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、高校卒業時に不要となった自転車を新入生に譲渡する取り組みについての御質問であります。以前、高山議員から浮羽究真館高等学校やうきは警察署等へ働きかけいただいて、学校側と調整してきた経緯がございます。

その間、放置自転車を減らそうということで、学校とも協議を行ってきておりますが、学校としては諸般の事情もあり、新入生に対し、自転車のあっせんを行うまでには至っておりません。

ただし、自転車が不要となった生徒と自転車が必要となった生徒間で、個人間ではありますが、個人的に譲り合いは行われていると、こういうことで聞いておるところであります。

学校では、筑後吉井駅の駐輪場での駐輪のマナーや卒業生の自転車の撤去などを指導を行って

おり、生徒による部活動の一環として、駐輪場の整理等も行っていただいていると聞いております。

また、御指摘のように地域におきましては、毎月17日の早朝の時間に、地元区長さんや警察等の関係団体の協力のもと、駐輪場の整理が実施され、利用マナーの向上が図られているところでございます。

学校では、あっせんについては取り組む考えはないようでございますが、今後も学校と連携して、所有権等の問題をしっかりと整理し、少しでも放置自転車が発生しないような仕組みづくりについて、検討をしてみたいと考えております。

2点目が、百年公園倉庫に保管された放置自転車の処理と放置自転車の回収についての御質問であります。百年公園の倉庫につきましては、整理し切れていないのが現状であります。

倉庫に保管されている自転車は、駐輪場に放置された自転車がほとんどであります。所有権の問題もあり、処分等の手続きができていない状況であります。

以前は、うきは警察署に照会し、所有者が判明した場合には、連絡等により引き取ってもらうよう取り組んできたところでありますが、残念ながらなかなか成果が上がりませんでした。

現在、吉井駐輪場にある放置自転車につきましては、倉庫が満杯の状態であることで、回収ができていない状態となっております。このため、放置自転車につきましては、毎月の駐輪場の整理の際に、隅に寄せているのが現状であります。

このような状況に対応するためには、まず放置自転車の処分が可能となるような制度整備を行うことが必要と考えております。あわせて、今後も関係団体と連携し、放置自転車の発生を抑制していくための取り組みも続けてまいりたいと思っております。

3点目が、条例制定についての御質問であります。久留米市では官公署等の公共施設、鉄道事業者、百貨店、スーパー、銀行等の施設の設置者は、敷地内もしくはその周辺に駐輪場の設置に努め、市は自転車駐輪場を設置し、放置禁止区域を設けることにより、安全で快適な市民生活を図るため、自転車等の放置防止及び自転車駐輪場の整備に関する条例を制定し、放置自転車対策を行っております。

御指摘の放置自転車は、JR筑後吉井駐輪場の現状についてと思いますが、現状、駐輪場には放置されていると思われる自転車が数十台見受けられます。これらの自転車の多くは、防犯登録を行っておりますが、登録の保管期間は7年であり、登録者の引き取りも余り期待できません。

駐輪場の放置自転車は、道路や公共の場などに放置された自転車と異なり、特定の施設内に置かれているものとなりますので、条例を制定する場合、放置禁止区域を指定するよりも、駐輪場の管理に関するものとするほうが実効的であると考えられます。

この場合、うきは市が駐輪場の管理責任者として、長期間使用していない、または壊れている

自転車等に対して、一定の期間、撤去にかかる告知を行うことにより、所有者が所有権を放棄したものと判断し、処分を行うこととなります。

近隣地域では、小郡市がこのような方式により条例化を行っていると聞いております。先行的に取り組んでいる地域の情報も得ながら、条例化に向けた検討を行いたいと、このように考えております。

なお、再利用を行う場合は、中古自転車の扱いとなりますので、製造物責任法いわゆるPL法に基づき、自転車安全整備士による点検整備を行い、傷害保険及び損害責任保険、セットで自転車総合保険と言われているそうではありますが、をつけなければなりませんので、どの程度活用可能かについては、費用対効果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 学校のほう、私も何度か行ってお尋ねしました。やはり、次に使う子供が見つかるまでの保管場所がないとか、あるいは譲った自転車に何かがあったときの責任がないとかというので、学校側も非常に、最初は取り組むということでしたけれども、なかなかその後の取り組みがスムーズにいかなかったというのは聞いております。

現在では、高校に残っているただの放置自転車を回収にいくだけみたいな形になったりというので、非常に高校としての連携がうまくいっていなかったなというのが非常に思います。

でも、やっぱり生徒間ででもそういうのができるならば、やはり頑張っていたきたいというふうに思っております。先ほど言われたように、ほとんどの放置自転車が究真館高と光陽に行かれる子供たちが卒業した後に残る自転車が多いです。

ほかのところは、盗難自転車ということですので、登録番号で、これ警察に行けば持ち主がわかりますので、私たちも、夜、補導で行ってたりして、駐輪場以外で見つける自転車については警察に持っていったり、あるいは警察に連絡して防犯登録によって本人に連絡し、取りに来ていただいたりはしております。

だから、うきは市にあるほとんどの放置は、やっぱりうきは駅、あるいは吉井駅などの子供の卒業した後のになると思っています。

そのあたり、出ないようにぜひお願いしたいのと、それから、やはり毎日子供たちは今通学で駐輪場を利用しています。だから、置く場所がないということで、今あそこに並べられておりますけれども、使っている子供たちは非常に毎日毎日、きょうはどこに置こうかというような感じで苦勞をしているということだそうです。

ゆっくり時間をもって来ればいいけど、慌てて来ると本当にもう前に前に行きますから、やっぱり道に置かざるを得ないというような現状が出ています。

今言いましたように、一番北側、もう満杯になっています。そして、置く場所がありません。



だから、置ける場所にもう置いてある中でも、さっき言いましたように33台が使えないまま置かれている状態になっています。

子供たち気持ちよく行くためにも、ぜひ朝の一番の出発点である自転車をきちんと置けるということはしていただきたいと思いますので、早急に、でもやはりこの自転車条例、検討をしていただいて、つくっていただきたいというふうに思います。

これ、さっき言いましたように、防犯登録は7年が有効ですけれども、条例があれば自治体からの申し出である一定の条件あります。今言いましたように警察で防犯登録を見て、誰のものかということをおある程度確認し、そして保管し、取りに来るのを待つ、そしてそれが一定期間過ぎたら、もう市のほうの申し入れでこの防犯登録を解除できるということになっております。

解除すれば、あとはこれはもう民法上の問題もありますけれども、それはその時点で一応市のものにもできるということで、あとリサイクルになったりしているわけで、これを余りリサイクルすると自転車業界との関連もあるかもしれませんが、自転車屋さんに入ってきて、ある程度、自転車屋がこれは使えるというものについて手を加え、そして手数料プラス幾らかで販売するとかすれば、私は有効になるんじゃないかなと。

今、中学校の通学においても、自転車通学がある程度認められています。中学生もやはり自転車、いろんな入学用品が要ったと同時に、始業式から新しい自転車ということになると費用がかかりますので、そういった、うきは市においてはリサイクル自転車も自転車屋さんにあるということになると、非常に助かるんじゃないかなというふうに思います。

うちは娘がここから九州大学まで4年間通いました。博多駅、もちろんここからも自転車ですが、博多駅から九大も自転車だったんですが、たびたび盗まれました。そのとき、近所の自転車屋さんの中古の自転車が販売されてて、非常に助かっておりました。

最終的には3回目のときには中古車がなくて、「お母さん、うちにある自転車をあした持って行って」って言うけん、「いいよ、なら、トラックで持っていこう」と言っていましたら、朝8時ごろ電話がかかって、「お母さん、うちにある自転車を博多駅まで、今、自分で乗っていったからもういいよ。今、博多駅からよ」というようなことで、自分で自転車に乗って博多駅まで持っていったことがあります。

それだけ子供たちっていうのは、毎日使う自転車というのは必需品と、必需品と思っています。だから、そのあたりに対して、きちんとしたやっぱり対応をできるものならば、ぜひしていただきたいと思います。

ということで、この条例、いつごろまでに制定していただけるのか、検討期間、どのくらい置かれるのか、できれば私は来年の3月にでも、ぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 条例化の問題については、以前、高山議員のほうから本議会で指摘もいただきました。

あの後、早急に検討するよというということで、久留米市の条例あるいは北九州の条例をもとに、事務方のほうで何度ともなく議論をして、私のところに具体的にうきは市の条例案が上がってまいりました。

しかし、ずっと進めてきますと、やはりポイントはもう議員御指摘のように、一般的な条例のポイントは、自転車放置禁止区域をどう設定するか、そして設定する以上、行政が駐輪場をしっかりと設けなくてはいけない、ここが大きな要素でありました。

うきは市全域を見て、この自転車放置禁止区域をどのエリアに選定するのか、非常に頭が痛いのと同時に行政が駐輪場を幾つも設置するというのが、本当に現実的だろうかというような問題と、そもそも議員が御指摘されているのは、JR筑後吉井駅前の駐輪場という特定の施設なわけですね。

そうしますと、条例化しても特定の施設には解決に及ばないということで、悶々としていたところを、先ほど答弁させていただきましたように、小郡市が特定の施設内の撤去を視野に入れた条例化をやっているというお話が最近わかりましたので、そのところをしっかりと勉強させていただいて、検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） いい例があるということで、私も幾つか条例持ってきてますけれども、うちに合ったものをぜひやっぱり早急に考えていただいて、時間を要しますと、今通っている子供たちは卒業してしまいます。

だから、高校だと3年間という限定がありますので、ぜひとも、少しでも早く子供たちのために設置していただきたいというふうに思いますので、この点については、条例制定について早急な検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

吉井町にあった図書室というもの、それにかわる多目的な学習室の設置についてを2問目の質問としていたします。

昨年の12月の質問で、公共施設の統廃合とか、そういったことについて旧吉井町の、浮羽もそうですけれども、公共施設、それぞれ古いものがたくさんになってきています。

この改築や統廃合には、合併特例債を使える間にぜひとも取り組んでいただきたい。合併特例債でいきますと、本当に市の負担が少なくて済みますので、ぜひそのほうに動いていただきたいということをごさせていただきました。

その中で、27年、8年に見直し、検討し、29年から施工の段階に移っていきますということでしたけれども、現在の生涯学習とかそういったこと、あるいはまた、これの設計とか施工に

は日数がかかる、年月がかかるというようなことで、市長は前倒しで生涯学習センター、ムラおこしについての統廃合については、早速取り組むという御回答をいただきました。

その回答を得ましたが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。これを1問目にお尋ねしたいと思います。

そこで、2問目ですが、旧吉井町には、今、生涯学習センターの2階に図書室がありました。これ、勉強したり、いろんな会合に使われておりました。それから、吉井中学校の改築に当たって、吉井中学校の図書館を一般向けに公開する一般用の図書室としても設置をされておりました。

つまり、旧吉井には2つの図書室があつて、吉井町民の文化向上等、そういったものに寄与していたと思いますが、合併後の浮羽庁舎における図書館の整備に関し、吉井町にあつた2つのものが全くなくなっております。

市民からは、吉井の町民は行くところがない、車で行かなきゃいけないというような、いろんな話をお伺いしておりました。そのうちに、図書室を新しくするときに、条件として図書バスを回して不便をなくすとか、いろんな案が出されました。中には、もとの中村館長が吉井につくるならばという、吉井の図書室の設計図まで書いていたというようなこともお聞きをしております。

しかし、現在に至っても、まだ図書バスも運行されておられませんし、一応、回収のためには各自治組織協議会の中に置いたり、あるいは公民館とかで回収はできますけれども配本がない。

よくこれをお聞きしましたら、自治協議会で幾つかのところが置いてあります。吉井は千年と江南が置いてあるそうです。

しかし、このPRもなかなかいっていないということで、今回いろんな方の御意見で、新しく生涯学習センター並びにムラおこしができるなら、そこに多目的のスペースがつかれないだろうか、そこに一定の図書を置きながら、そして勉強をしたり、子供たちが本読みに来たり、あるいは、今、読み聞かせのボランティアの方たち、うきは市の図書館で毎週土曜日に読み聞かせのボランティアがあつております。この4団体がおられます。また、ほかのところでもやっている団体もおられます。

幾つかのこの読み聞かせの団体がおられますが、こういう方たちの中でも吉井でもあったらいいね、吉井からなかなか子供さんが来れないという声が聞こえているということでございます。

また、図書の審議委員というのがありますが、図書館の審議委員の中からも、吉井にあったら、吉井でもできて、吉井の子供たちにも恩恵が与えられるという話も出ているということでございます。

そこで、新しくできるとするその公共施設の中に、そういうスペースができないのかどうかと

いうことを2問目でお尋ねをいたします。

以上、2点、よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま吉井町にかつてあった図書室にかわる多目的な学習室設置について、2つの御質問をいただきました。

1点目が生涯学習センターの改築計画の進捗状況についての御質問であります。現在、特に老朽化の著しい生涯学習センターとムラおこしセンターにつきましては、現在、策定中の公共施設等総合管理計画を待たずに検討を開始しているところでございます。

施設に関する基本的な考え方として、市民の皆様やうきは市民大学、さらには文化関係の組織、サークル、愛好会等の各種団体等の活動拠点としても使うことが可能な複合施設を想定をしているところであります。

なお、当該地は街なみ環境整備事業施行区域のため、新たな施設につきましては、歴史的風致に調和した白壁通りのシンボルとなるような施設となるよう検討を行っていききたいと、このように考えております。

2点目が、改築する生涯学習センターの中に、多目的な学習室の設置をとの御質問であります。新しい施設の機能として、多目的に利用できる大小のホール、各種の研修室や学習室等の生涯学習機能を持たせた施設も含めて検討を行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 先ほど、前の議員が学校の子供ことについても質問があっておりました。

現在、やはり学習する意欲がなかったり、あるいは家庭の問題とかが出ているようです。

私は、子供が育つ中で何が一番大事かっていうのは、その子にどれだけの大人がかかわれるのか、かかわってやれるのかで、その子の性質、性格が育成されると思っています。

先ほどの中にもありましたように、人格育成、人格形成、それが、今、一番大事であろうというようなお話にありました。これをかなえるためには、やはりどれだけの大人がかかわっていくのか、家庭教育がなっていないとか、今の親を教育しなければいけないというような話も出てきました。

こういった中で、読み聞かせのボランティアとか、そういった方、していただいている大人の方たちの人格、それをやはり私は大切にしていきたい、そういう方たちに子供とどう触れ合うのか、触れ合わせるのか、これは非常に大きな人格形成に私は効果があると思っています。そういった点からも、やはり子供たちに読み聞かせたり、あるいはそういう大人と触れ合うような場所というのは必要だろうと思います。

自治協議会に確かに図書の本を置いてもらっているところもありますが、ある自治協では、「子供が来るところじゃない」と言われたという話も聞いています。

それから、自治協の中に無理に本を置いていただいています、管理がいつまでか、100冊持っていったのに98冊しか返ってこないとか、なくなっているとか、そういうのも出てきています。「置いていても読まんけん、もう要りません」と言われたところもあります。

つまり、せっかく地元で置いていただいてもPRがなっていない、ここにありますが、ここでぜひ、ここで読んだり話したりしませんかという、そのPRもあっておりません。

そういうことで、やはり、今、自治協議会は26年からしていますが、なかなか本当の運営に行き着いていません。地域の核にはなっておりません。

この地域になれば、地域の居場所になるとは思いますが、それになるまでにはやはり五、六年はかかると思います。

その間、吉井の子供たちは、公民館に行けないなら、送っていけない親が悪いのか、もうしょうがないと言われるのか、やっぱりそこは、そこそこの子供たちが伸びやかに行くためには、そういう場所を設置し、全ての子供がそういう大人と触れ合い、あるいは読み聞かせの本というのは、しつけとは言いませんけれども、やはり善悪の判断とか、そういったことの大きなしつけとか、教育になります。

そして、先ほどありましたように耐える力がないとか、今のまんまでいって子供たちが多いということですが、この読み聞かせの本の中には、少なからずいろいろ苦勞をして、それをやり遂げてよかったねというような結末の本が多いんです。

そういった最後の達成感やよさ、こういったものをやはりそれなりの大人から読み聞かせていただいて、与えてもらう、この効果というのは、私は非常に大きかろうと思います。

先ほど言いますように、家庭環境で家庭教育ができにくいならば、なおさらこのボランティアの方たちをぜひ活用し、大人の触れ合いと、子供との触れ合いを私は市が助成していただきたいと思えます。

現在、4つの読み聞かせの中でも43名の方、それからブックスタートのときの読み聞かせの方16名、あるいはほかのところでなさっている方、やはり六、七十名の方が図書ボランティア、お話ボランティアとしてかかわってきていただいております。

そういったことで、今は浮羽でしていますけれども、希望のある吉井でもぜひそういう場所、スペースを設置していただきたいと思えますが、明確に設置できるのかできないのか、市長の答弁を再度お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 将来を担う子供たちの健全育成というのは、大きな課題でありまして、

その中で居場所づくりというのは大きな課題だと思っています。

家庭でもない、学校でもない居場所づくり、これは非常に重要でありますので、これについては、やはり地域コミュニティの中の設置であったり、我々行政の中での設置であったり、いろんな多様な居場所づくりを、今後、考える必要があるということが1点であります。

そして、2点目は、昨年度から2カ年をかけまして、公共施設等総合管理計画を策定中であります。うきは市にはかつての吉井町にあった施設、浮羽町にあった施設、それが合併11年になるんですが今なお同じ施設が2つともあるようなそういう施設がある中で、どうこの施設を考えていくのか、そして適切な維持管理をどうしていくのかというのが、総合管理計画の大きな目的であります。

御案内のように、うきは市、本当に残念なことでありますが、国勢調査、この秋口に本数字が示されると思いますけれども、もう3万を切る状態であります。我が国全体もそうでありますし、うきは市も紛れもなく縮小社会に向かっております。

縮小社会に向かったときの行政、あるいは施設のあり方というのは、しっかりいろいろ効率的に考えなくてはいけない。そういう中で公共施設等総合管理計画のキーワードは、もう議会でたびたび申し上げているようで、やはり2つあるものを一本にする一体化、そして縦割りになっている施設をもっともっと複合化、多機能化する複合化施設、そしてもう一つは、近隣の市町村、例えばお隣の朝倉市とか、久留米市にある施設とうまく連携をして広域的に活用する。

さらには、最後にソフト化、ソフト化がなかなかわかりづらいかもしれませんが、例えば、今は私どもは市営住宅ということで、直接行政が市営住宅の建設に取り組んでいますが、もうこれだけ民間のデベロッパーというか、住宅企業が成長してきてますので、むしろ民間の住宅を借りてそれを市営住宅にする、そういうソフト化、こういう点で、今、縮小社会に向かったその時代の流れに合った対応をどうするかということを議論しているところであります。

そういう中で、今、議員の御指摘は、単刀直入に、もう私ども居場所づくりの中では先ほどから答弁させていただいてますように、今度の新しい施設の中で多目的な目的の大小のホールをつくると、こういうふうに申し上げたんですが、そういういろんな機能を有した施設、居場所づくりは進めてまいります、図書館をもう一個つくるとか、図書館をもう一個つくるということは、そこに司書、しっかり管理する司書の配置も必要であります。

せっかくうきは市があれば、1つになってうきは市立の図書館ができました。今では10万以上の蔵書を図って、年々利用者もふえておりますし、かつて吉井のほう、浮羽にありますので、吉井から非常に遠いということで、確かにデータの的には吉井町の利用者が少ない現状もありましたが、今ではどんどんふえてきております。

そういう面でいきますと、今のうきは市立図書館をどのように、皆さんに身近に使っていただ

くようにするのはどうしたらいいか、むしろそっちのほうを考えていきたいなと思っています。

例えば、庁舎間バスなんかもそういう意味でつくったんですが、なかなかその庁舎間バスが機能していないのであれば、うまく図書館利用につなげるための、吉井町域の皆さんが図書館利用につなげるための方策としてどういうのがあるのか、そういうものについてちょっと考えさせていただきたいなと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 市長の考え、非常にわかります。人口も減っています。経済効果、そういった無駄を省くために合併もしました。だから、2つあるものをそのまま置くという必要は全くないと思います。だから、吉井にも図書室をという考えは全く持っておりません。

ただ、やはりそれも兼ね備えたような居場所っていうのは、私は必要じゃないかという視点で話させていただきました。

市長の言われる居場所、そういったものは自治協の中でということでございますけれども、先ほどから言いますように、自治協の中でそれを受け入れられるようなそういう企画、計画力、あるいはそういう運営力というのが、今まだ育っていないんじゃないかと思います。

本日の最初の質問の中で、コミュニティに対して人的支援を考えていくということを言われました。もし本当に市長が自治協の中でそういった居場所や子供たちの居場所、あるいは図書室にかわるそういう図書館といいますか、図書の置く場所とかというのを考えるならば、私はその人的支援の中でそれも考えていただきたい。というのは現に11自治組織の中の5の自治協で本が置いてありますけれども、それに対する全く扱いがなされていないということです。

だから、図書館にしては、置いといてなくなるならば、あるいは利用がないならば、引き上げるといような話もありますけれども、それを逆に私は広めていただきたい、そのための人的支援をしていただく、そして、なおかつ今そういった居場所ということで、1つに限定しない居場所として、新しいそういう公共施設の中で、やはりいろんな人が町内から集まって来て情報交換ができるような、そういったものも考えていただきたいというふうに思いますが、その自治協に対する指導ができるんでしょうか。

今、ちなみに何か言うと、自治協だから、自治だから、お任せしていますというので、なかなか市からの手が出さないとか、出せないのか、出すつもりがないのかわかりませんが、自治協に対しては自治ですので、その各自治にお任せしていますということのお答えが返ってきます。

しかし、まだつくって間がないので、本当にモデル的とか、あるいはいろんな運営方法というのは、私は市が指導すべきだろうと思いますので、先ほど言いました人的支援の中に、そういった新たな用途を含ませたものを入れた指導ができるのかどうか、再度そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁してますように、居場所づくりは、全て100%をコミュニティにお任せするという話じゃなくて、やはり住民自治を今から構築しようとして3年目ですが、まだいろんな課題あるんですけども、やっぱり完成形の自治協議会からいきますと、真の住民自治の組織で、みずからの地域はみずからでと、その中に負うところは大きですが、そこだけではなくて、あと行政も並行しながら、居場所づくりについては考えていかなくてはいけないんじゃないかと、そういう中で今回新しい施設については多目的なホールを、大小のホールという答弁をさせていただきましたが、いろんな市民の皆さんが気楽に寄れるような居場所づくりというのは非常に重要だと、このように思ってますので、そこをしっかりと押さえていきたいと、こう思っています。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） ちょっと先走りしましたけれども、それと同時に居場所は自治でということをおっしゃっていただきましたので、あわせて自治協にもそういう指導をぜひしていただきたい、そしたら、今、自治協に置いてある図書の利用が活かされると思いますし、一番いいのはやっぱり自治組織のところで、子供の読み聞かせとか、そういったものができるのが一番私はいいいことじゃないかなというふうに思いますので、将来的にそういうのが受け入れられるような自治協に、ぜひ私は指導していただきたいということで、また居場所的なものも設置するということでございますので、この件については大きな期待を持って終わらせていただきます。

3問目に入らせていただきます。

3問目は、210号線のバイパス、つまり市役所の入り口のバイパスの拡張についてでございます。

バイパスが開通して、本当に年々この交通量がふえてきています。これがどんどんふえて、そして4車線に必要になるときのためにということで、花壇とか、あるいは今フルーツを植えてあります。そういった緩衝地帯といいますか、予備の用地を設けてあるんだということをお聞きしておりました。

このバイパスの右折用地が、今ここにはありません。うきはの一番市役所というかなめのところにはありません。しかし、その先のイズミとか、そういった総合施設へ入るところにはあるんです。

市民にとってどこが大事なのかなって、かなめのうきは市役所に入ろうと思っても、右折する車がなかなか入れないと同時に、右折する車がとまると、その後ろにずうっと続いてしまいます。というので、朝の混雑が非常にふえてきている。

ましてや、少し行くとすぐ信号があります。だから、本当にこの一番かなめの市役所の前が滞



ってはいけないのに、現在そういう状況になっているということで、以前からここを何とかという話もあっておりました。

その話、国土交通省のほうに要請もしているということで、お聞きはしておりますけれども、さらに早急にこの花壇の場所を何とか利用して、右折用地ができないのかどうか、その要望をさらにしていただけないのかをお尋ねします。

今、要請をしておるのは、4車線にとか、あるいは信号をつけてくれとか、あるいは久留米と一緒にしていますので、3号線沿いの整備とか、いろんなものをあわせて要求をしておられるということですので、早急に私ほうきは市から、この210号線バイパスの市役所前の花壇を利用した右折用地を要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの市役所入り口のバイパス拡張について、右折車のための道路用地拡張についての御質問をいただきました。

市役所の入り口につきましては、議員御指摘のとおり市役所への来所などによる右折車により、朝夕の通勤時間帯など、たびたび交通渋滞が発生をしております。

これらの渋滞に対しましては、以前より道路利用者の方からも解消の要望があっていたこともあり、市としましては、久留米市とうきは市からなる一般国道210号改良促進期成会において、地元選出国會議員や国土交通省本省並びに九州中央整備局等に対し、うきは市役所前を含んだ交差点改良について、要望を行っているところでありますが、国のほうも予算等の問題もあり、実現には至っていないところであります。

引き続き、多様な方策を考えて、一層の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 要望を出していただいているということですが、ちなみにこれは何年から要望を出していただいているのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいま一般国道210号改良促進期成会に基づきまして、要望活動を行っておるといふような回答でございます。

この期成会におきましては、平成17年1月25日に発足いたしまして、その後、毎年、国土交通省及び国のほうに対しての要望活動を行っておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 今お聞きいただいたように、ずっと長年要望をされています。

そして、どのような動きがあったのでしょうか、なかったのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うちには毎年のように国土交通省のほうに要望していますので、やっぱり所管をしています福岡国道工事事務所の皆さんも、その交通状態っていうんですか、交通量の問題等を含めて、現地のほうでそういうふうに見られたこともございます。

しかし、大々的な右折レーンを設置するとなると、そこだけの問題ではなくて、俗に言う専門用語でコントロールポイントって言っていて、お互い、警察署入り口の信号ありますよね、それで、こちらで橋の信号あるんですが、両信号から全部やりかえないと安全な通行というのが確保できない、そういうことでコントロールポイントごとに道路管理者としては整備をする必要があるもので、なかなかそこまでの費用対効果っていうか、他の地域でも交差点改良の要望というのがいっぱいある中で、そういう予算の科目も交通安全事業という特定の予算科目でありますので、限られた予算の中でそこまでやれないというのが実態であります。

したがって、そういうコントロールポイントに拘束、縛られないような、もっと何か柔軟なやり方がないのかどうか、そういう面で多様な方策というふうに先ほど答弁させていただいたんですが、もっと私たちも知恵を出して、コントロールポイントに縛られない対応策というのをちょっと考えていきたいなと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 私もこの要望のこととかいろいろなことについて、少し調べさせていただきました。

警察がこの管轄をしているのかなということで、警察にもお伺いしました。しかし、警察は信号機とか標識はしますと、しかしこの拡張については、権限がありませんということで断られました。

それで、県議のほうにもお尋ねをしました。「県議、こういう要望をしていますが、知ってますか」ということで、したら、「いや、僕は知らん」ということでしたので、じゃあ、早急に動いてくださいということをお願いをしました。

県のほうに早速連絡とってもらい、あるいは久留米にとってもらい、いろんなところでしていただいて、要望は出ているのは確認するけれども、要するに幾つもの要望が重なっていますので、その点でなかなか動きにくいというのではないかということでした。それで、国土交通省の地域振興対策課の課長が早速現場を見させていただきたいという返事までいただきました。

ぜひ、私は、幾つもじゃなくて、一つ一つに絞った要求を出して、できるものからしていただきたい。今現在、困っているのは4車線にすることでも何でもなし、あの花壇をもう極端な話、20メートルぐらい潰して、そしてそこに道を広げてもらおうと、右折車がとまったらそこを迂回

して通れば渋滞は起きません。

そのことによって、危険が生じるのかということになりますと、確かに市役所から出てくる右折車もいます。だから、そこはちょっと注意をしなければいけないけれども、しかし信号がなくても、いろんなところでそういうところがあるけれども、そこに決まって交通事故が起きているわけではないし、そういった点を考えたならば、ずうっと渋滞していて、それによる交通事故が起きることのほうが、私はあるんじゃないかなという気がします。

そういったことで、今のところ、県の国土交通省のほうが少し動きがあるとするならば、ぜひこれに呼応して市も対応していただきたいというふうに要望をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） もともと国道210号の浮羽バイパスの整備については、交差点改良のみならず、いろんな要望をさせていただいてまして、究極的な要望はもう議員御案内のように、すごく、今、交通量ふえてますよね、今、片側2車の暫定供用であります。それを4車供用開始という大きな目標がありまして、それにつきましても国土交通省に要望しているわけです。

そういうふうに全線4車線改良を要望しながら、部分的にコントロールポイントで1キロくらいいいじらなくてはいけないんですが、そういうことをすると、そちらを優先すると永遠に4車線供用開始が遠のくというか、そういう二重投資は国としてもできませんので、そういう板挟みの中で随分苦しんでいるときもあったんですけども、ちょっと発想を変えてまして、右折レーンという発想をちょっと取っ払って、いろんな対応が考えられないかちょっと検討させていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 確かに市長のおっしゃる4車線を希望するというのは非常にわかります。

ただ、人口も減っているこのうきは市で、4車線をつくるほどの交通量が今後見込めるのかわって、このあたりに非常に国土交通省あたりはなかなか踏み切れない部分があるというふうに、私は思っています。

そういった点で、現在、困っていることを解消するというに、ぜひ私は知恵を絞っていただきたいというふうに思います。

今、おっしゃられましたように、右折用の用地ということではなくて、別の違う取りかかりから、そういった面ができないかというのを検討するということでおっしゃっていただきました。ということは、この右折の車の渋滞を解消できる、その努力をしていただくということと確信していいですね、いかがでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ぜひ、努力をさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 市長からいずれも前向きの、あるいは検討していくというようなこと、そして皆さんに要望が通るような方向で行くということの前向きの答えをいただきましたので、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで、12番、高山敏枝議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。

再開は13時30分より再開いたします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許可します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、下水道事業の地方公営企業法の適用支援委託及び安倍総理が提唱してあります一億総活躍戦略の成果の2点について、高木市長に質問をいたします。

第1点の下水道事業の地方公営企業法の適用について質問をいたします。

去る8月9日に開会されたうきは市議会第3回議会において、下水道事業の地方公営企業法適用支援委託料として500万円が追加補正されましたが、今後4年間、つまり平成31年度までの適用支援委託料事業が継続されることとなります。

地方公共団体は、さまざまな一般行政事務を行っていますが、特定の事業については地方公営企業法適用と定めてあり、公営企業は、その経営は当該企業の収入をもって充てる独立採算の原則が規定されてあります。

現在の下水道事業は、利用者から使用料金以上の運営経費が必要であり、不足分については、毎年一般会計から6億円以上を繰り入れしている状況で、公営企業法の適用は、その経費を下水道使用料に転嫁などの不安であります。総務省では、統一基準による財務書類の作成を求めていますので、これに対応するための予算措置なのか、その目的や意図が全くわかりませんので、次の項目について質問をいたします。

1番目が、地方公営企業法では、下水道事業は現在では非適用事業となっておりますが、もし地方公営企業法の適用事業を選択した場合、どんな利点があるのかお尋ねをいたします。

2番目に、下水道事業の地方公営企業法の適用は国の指導とのことでありますが、支援委託料等の経費の助成はないのか。適用、非適用の選択権は市長に認められてありますが、どのように解釈をされてあるのか。

3番目に、公営企業法会計は、「その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」との規定は、除外することが認められるかどうか。

4番目に、合併以来、下水道特別会計には毎年一般会計から多額を繰り入れしてきましたが、この繰り入れができなくなれば、その繰入額は下水道使用料金に転嫁されるものですか。

5番目に、総務省の統一基準での財務書類作成は、本年3月末の調査では1,766団体が平成29年までに作成との回答がありますが、うきは市ではどのように回答されてあるのか、その利点についてお尋ねをいたします。

以上の5点について、高木市長の明確で責任ある答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま下水道事業等の地方公営企業法の適用支援委託について、大きく5点の質問をいただきました。

まず1点目が、地方公営企業法の適用事業を選択した場合の利点についての御質問であります。現在地方財政法第5条第1項において、下水道事業は地方公営企業法の適用除外となっており、結果、全国的に下水道事業の約9割は官庁会計方式で計理が行われております。しかしながら、現行の経理状況では経営状況の把握、分析が難しい状況でございます。今後、大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要することが危惧されております。

このようなことから、平成27年1月27日付で、総務大臣より下水道事業への公営企業の適用拡大について通知があったものであります。下水道事業について地方公営企業法に基づく会計処理に移行することにより、施設の更新に対する投資計画の策定及びそのための費用把握、財源確保を臨時適切に行うことができ、これが住民向けサービスの安定的な供給を担保することとなります。

2つ目の御質問の地方公営企業法への移行に伴う経費の助成及び移行の選択権についての御質問でございますが、公営企業会計の適用拡大に係る集中取り組み期間である平成27年度から平成31年度までの間、これに要する経費として基礎調査基本計画等策定経費、資産評価、資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等については、公営企業会計適用債の対象となります。

また、公営企業会計への移行につきましては、総務省通達により都道府県及び平成22年国勢調査時点で人口3万人以上の市町村等が対象となっておりますので、うきは市におきましても公営企業会計への移行が必要な状況となっております。

3点目の公営企業法の経費の原則について及び4点目の一般会計からの繰り入れについての御

質問でございますが、この2つにつきましては、相互に関連がございますので一括して回答させていただきます。

現在下水道事業につきましては、地方財政法第6条に基づき、経理は特別会計を設けて処理をいたしておりますが、地方公営企業法第17条の2第1項及び第17条の3で示されております公営企業の経費のうち、1つが、経費の性質上、企業に負担させることが適当でない経費、2つ目が、企業の性質上、企業に負担させることが困難な経費、3点目に、災害復旧に係る経費などについては、一般会計等において負担すべきものとされております。この考え方は公営企業会計を適用した場合であっても同様であり、公営企業会計へ移行しても一般会計等からの繰り入れの考え方が変わるものではございません。

5点目の総務省の統一基準での財務諸表作成についての御質問であります。平成27年1月23日付の文書で、総務大臣から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という標題で、各市町村に通知があったところでございます。

この通知により、統一的な基準による財務書類等を、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成することと、新たな方針が打ち出されました。

ここで、これまでの地方公会計制度の経営につきまして、少し触れさせていただきたいと思えます。

まず、平成18年8月31日付で、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について」という通知文書で、各市町村に対し最初の地方公会計制度導入の要請がありました。この要請を受け各自治体は、一斉に財務書類の作成に取り組むことになりました。

具体的な財務書類は貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の4つの書類でございます。しかし、その作成方法について幾つかの選択肢があり、書類は作成したもののその基準が統一されてなかったため、自治体ごとの比較対象ができないという問題が発生しました。この問題を解消するために冒頭で申し上げました総務大臣通知が出され、平成29年度までに統一基準による財務書類を作成することが要請されたわけでございます。

現在、総務省のホームページにおきまして、平成28年3月31日時点の公会計整備の調査内容が公表されております。この中で都道府県と市町村合わせて1,788団体中98.8%に当たる1,766団体が、平成29年度までに統一基準の財務書類を作成すると回答しております。

また、平成30年度以降に作成すると回答した団体が全体の1.2%の21団体、作成予定なしが0.1%の1団体となっております。

なお、作成予定なしと回答した団体は、東日本大震災で原発被害を受けた福島県の飯舘村でございます。

このように、ほぼ全ての市町村において統一した基準による財務書類の作成を計画しており、

本市におきましても当調査において、平成29年度までに統一基準で財務書類を作成すると回答しております。

本市の進捗状況について御報告をいたしますと、昨年度財務諸表作成に必要な固定資産台帳の整備を完了させました。現在はその固定資産台帳の更新作業と予算科目から財務書類作成のための勘定科目への変換方法等につき委託事業者との間で協議を行っており、平成29年度完成に向けて段階的に取り組みを進めているところでございます。

最後になりますが、公会計が整備された後の予算・決算のあり方ではありますが、現在の方法が変わるということはありません。地方自治体の予算・決算の制度は、予算の確実な執行を図るという観点から、確実性、客観性、透明性にすぐれた現金主義会計を採用しております。それとは対照的な発生主義会計を採用する公会計は、現金主義会計を補完するものとして位置づけられており、中長期的な行財政運営の方向性を判断する一つの材料として作成するものでございます。

したがいまして、現在の予算書、決算書の様式は従来のものであり、12月に議員各位の皆様にお配りをしております財務諸表、つまり財務書類が、統一基準に基づいた、より正確性の高いものとしてお示しすることになるということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、地方公営企業法適用されるけれども、一般会計からの繰り入れは今までのとおり認められるということですね。

地方公営企業法の17条ということで答弁がありました。いわゆる現在の場合は全て不足分を一般会計から補っていただいているわけですよ。だから当然、そうなりますと6億円余りの金が一般会計から繰り入れてありますが、それは制限受けるわけじゃないわけですか、無制限に、じゃ繰り入れていいちゅうことになるわけですか。その辺の基準を今少し説明していただきたいと思います。

17条の第2項については説明がありましたけれどもね、これだけではやはり地方公営企業法を解釈した場合に、到底無理なような気がするわけでありませう。

それから、今の全国の団体名が申し上げられましたが、全国で1,788団体ですね、これ県を含みますからね。47都道府県が含まれてありますが、1,766団体が29年度までには作成するということでもありますけれどもね。もう既に作成してる地方公共団体が全国で1,212団体ですよ。いわゆる総務省の統一基準による財務書類をつくっている団体は1,788団体の中で1,212団体、67.8%はもう既にその新しい基準に基づいて財務諸表というのをつくってありますけれども、29年度までということですからね、全国的な足並みに合わせたんだらうと思います。中でも、いわゆる29年度までに出せないというのは21団体ありますけど、県が1つ含まれてありますからね。市町村については大体20団体ということになるわけ。

全ての団体が29年度までには、この統一基準による財務諸表と。この統一基準による財務諸表というのは、今までのやり方でいきますと、減価償却費というのが全く計上されてないわけですよ。それから、退職手当引当金等も全く対象になってないということですから、これらを対象にした新しい財務諸表の作成を義務づけているわけですがね。

そこで、いま一つお尋ねしたいのは、いわゆる福岡県内で下水道事業でですよ、今地方公営企業法適用している事業所わかってありますでしょうか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、議員ももう御承知のとおり、2つの要素が入りまじってますので、ちょっと整理しなくてはいけないんですが、5点の質問いただいた中の1問から4問は公営企業会計の適用の推進、そして5点目は、統一的な基準による地方公会計の整備促進ということで、2つの大きな流れがあるということ、まずは押さえたいと思います。

1点目の一般会計からの繰り入れは、先ほどから答弁させていただきましたように、何ら適用事業になっても変わるものではありません。私はいつも申し上げてますように、やはり下水道事業についてはナショナルミニマムの3要素というのがあって、国家、政府が国民に対して保障する生活の最低水準をクリアしなくちゃいけないということで、結局下水道事業が果たす役割の河川等の浄化、雨水の処理あるいは初期投資の平準化、こういう3つの要素についてはナショナルミニマムが働く。

つまり下水道事業は、そのサービスを供給する事業であり、受益者負担の原則が維持されるべきでありますけれども、全国どこの下水道でも達成しなければならない水準、つまりナショナルミニマムとしての考え方があって、国の補助金や地方公共団体の一般会計からの繰り入れの措置が行われているという、そこはしっかり御理解をいただきたいなと思います。

それから、無制限に一般会計からの繰り入れがあるかということになりますが、それはそうではなくて、基準内繰り入れと基準外繰り入れがあって、本議会でも御指摘をいただいているとおりであります。基本的には基準内繰り入れであれば、その半額は地方交付税で交付金措置がされると、こういう仕組みになっているところをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、2点目が、もうこの下水道事業については、既に多くの団体が公会計に移行しているのではないかと御指摘ありました。それは全くそのとおりでありまして、基本的に地方財政法によります公営企業とは、公営企業の中には水道事業というのが入ってます。大半の自治体がもう上水道を起こしてますんで、既に上水道で公営企業会計をやらなくてはいけない。そういう環境にある中で、あわせて下水道も一体的に公営企業会計を取り組んで、こういうのが一般的な実態であります。

うきは市におきましては、残念ながら上水道事業を起こしてませんので、今回新たな公会計と



いか公営企業会計適用ということで、ちょっと大変でありますけれども、他の自治体から見ますと上水道事業で既に取り組んでいる話でありますので、そこらについてはそんな大きな問題になってはないのではないかと、このように承知しているところであります。

じゃ、この公営企業はどういう事業が対象になっているかと、こういうふうなお話がありました。地方財政法の第5条あるいは地方財政法施行令の46条に、事細かく事業がのっておりますが、一般的には交通事業であったり、ガス事業であったり、水道事業、そういうものが代表的な事業だと、このように承知をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、県内で下水道事業で地方公営企業法を適用している事業所のことをお尋ねしましたが、答弁がなかったんですけれども、平成28年度の下水道事業特別会計の繰入金、予算額を見ますとね、6億9,400万というのが予算計上されてありますよ。この中で、基準内繰り出しというのは4億1,507万3,000円であるわけで、あとは基準外。2億7,892万7,000円というのは基準外繰り入れを予算組んでるわけですよ。この基準外も当然認められるということですか、そうなりますとですよ。

私がお尋ねしてるのは、今6億円からの繰り入れあっておりますけれどもね、これができない、基準内はできましようけれども、基準外ができないということになると、下水道料金に転嫁されるのではないのでしょうかということをお尋ねしてるわけですよ。

そこで、ほかの会計では上水道やってるからですね、いわゆる容易に下水道事業の公営企業法の適用が可能だったということでありましてけれども、じゃ、そういう団体は、いわゆる繰り入れをどのように処置されてあるのか調べていただきたいと思うわけですよ。

皆さん方はね、絶対繰り入れはできますということですが、じゃ、ほかの自治体もそういう下水道事業の赤字分については一般会計から基準外でも繰り入れしているかどうかということが問題になるわけですよ。それができないということになりますと、いわゆる水道料金の使用料に転嫁されるのではないのでしょうかということをお尋ねしているわけですよ。いま一度、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 一般会計からの繰り入れについては議会でも再三御指摘のとおり、本来ならば基準内繰り入れで済ませるべき世界であります。先ほどナショナルミニマムの考え方も、基準内繰り入れであれば、その半額、その半額は地方交付税で手当するというので、国家、政府が、しっかりナショナルミニマムとして、政府が保障してるということでもあります。

しかし、一方、基準外繰り入れになりますと、そこまではいってませんので、ただ、それが一切だめかと言うと、こういううきは市だけではなくて、他の自治体でも基準外繰り入れていうの

は行われているわけであります。

また、御指摘ありましたんで、そこらのことについては詳細に他の自治体の例なんかをしっかりと調べさしていただきたいと思いますが、基本は、やはり議員がいつも御指摘されているように、下水道事業というのはサービスを供給する事業であり、受益者負担の原則がやはり基本的には維持されるべきものであって、基準内繰り入れにやはりとどめるべきだという性質のものであることは間違いのないと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 全国で下水道事業というのは、私が調べたところでは3,639事業所があるわけですね、これ全国ですよ。このうち591事業所が、既に地方公営企業法を適用してるわけなんですよ。福岡県内では12市7町が地方公営企業法の適用を受けてるわけですよ。したがって、ほかの町村が、いわゆる基準内繰り入れはわかりますよ、今おっしゃるように地方交付税で見させていただきますからね。

ところが、基準外繰り入れについて、例えば28年度で申し上げますと、下水道事業では2億7,829万2,000円という基準外繰り入れやっておりますから、これができないということになりますと、当然下水道使用料に転嫁されるおそれがあるわけですね。

そうしますと、今大体収入はどの程度あつてるかということでもありますけれども、これは例えば、27年度の決算書が出てありますから、この決算書で調べていきますと、3億8,873万4,643円というのがいわゆる負担金もしくは下水道の使用料ということになるわけですね。

それを持ってきて、今申し上げますように、基準内繰り入れはわかりますけれども、基準外繰り入れというのが2億7,892万7,000円ということになりますと、現在の使用料とほぼ同じ額の料金が下水道に転嫁されるということになりますと、単純にいきますと、今の下水道使用料が倍にならないと、この基準は達成できないということになりますから、これについては本当に間違いのないかどうかお尋ねしてるわけであります。いま一度答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁さしていただいておりますように、今回公営企業会計を適用することになっても、この一般会計からの繰り入れの考え方は変わりません。したがって、基準外繰り入れの考え方も何ら変わるものではありません。

しかし、もともと本質的に、基準内繰り入れに押さえるべき性質のものであるということは御指摘のとおりであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、一般会計ではもう、今答弁にありましたように、固定資産台帳の整備とか財務書類作成支援業務委託というのを平成27年度で972万の決算が出て

いるわけですね。一般会計はすぐにでも統一基準に適用できるけれども、下水道事業は、いわゆるこの500万円という支援委託事業をやらなきゃならないということではありますが、そのように難しいものですか、この下水道のいわゆるその固定資産台帳をつくるのにですよ。

もう一般会計では972万という決算が出てるんですよ、もうこれでできましたということが、この27年度の決算書の中に出ているわけですよ。この46ページを見ますとね、皆さん方がつくってあります、この決算書の中でありましてけれども、46ページの中でこういうことが書いてあるわけですよ。いわゆる統一的な基準にある公会計導入業務委託ということで、総務省が各地方自治体に要請した統一的な基準による公会計整備のためのシステム導入を行ったということで、これに対して、いわゆる159万8,000円という決算が出ているわけですね。

それから、もう一つ、固定資産台帳整備及び財務書類作成等支援業務委託ということで、統一的な基準による地方公会計整備に当たって、固定資産台帳の整備が必要になる。新たに導入するシステムに、連動可能で本市における公共施設等総合管理計画にも活用可能となる固定資産台帳の整備を行ったということですから、じゃ、なぜ公共下水道にいわゆるその整備は、この中に入っていないわけですか。

いわゆる500万でね、債務負担行為ということで31年度まで盛ってありますがね、このように一般会計のほうではもう既に27年度の決算書の中に、こういうものを行ったというのが出てありますけれども、今から下水道事業はそういうものを整備していくということですね、言いかえりゃ債務負担行為で31年度までということではありますがね。

なぜ、その500万という予算を、いわゆる28年追加補正したんですかね、8月6日にですよ。その追加補正やってる、その中では、なぜこの一般会計でできてるのは、向こうでは4年もかからなきゃできないということになっているのかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今議員御指摘のように、5点目でお尋ねになってる一般会計でいいですか、統一的な基準による地方公会計の整備促進というのは一般会計そのものの取り組みであります。これについては、27年から29年度3カ年中に取り組まなくちゃいけないということで、昨年度、一番基礎となります固定資産台帳というのをしっかり整備させていただきました。

そして、そこから、複式簿記に入るわけですから、固定資産台帳があって初めて減価償却という処理ができるということで、そこまでの環境になりましたけれども。その際、もう一つの柱であります下水道については、公営企業会計の適用の推進という別ジャンルでありますので、固定資産台帳のときに下水の部分は除いて、ほかの財産のみをやりました。

議員、もう御理解いただけるものと思うんですが、下水道事業は旧吉井町時代は平成8年度から事業着手をしております。そして、浮羽町は1年おくれること平成9年度から事業着手をして

る——少しおそいのかな。要するに、かなり以前から事業着手をして、こういう公会計が導入されるということが全然想定されなかったもので、その投資金額ですね。下水道事業を行う工事費の投資金額、この工事費の工事台帳というか、そのところの整備が、なかなか想定しなかったもので非常にうまく整ってないと。これを全部抜き出さないと、今の財産の価値というのを引っ張ってこれないということで、下水道事業におきましては、非常に固定資産台帳をきちっとしたふうに策定するのが非常に時間を要するというのが、1点あります。

それから、2点目は、一般会計のこの統一的な基準への移行については、基本的に決算時に一括して企業会計、発生主義に基づく複式簿記への転換、財務諸表への転換、一括転換ということで今作業さしていただいています。

この公会計につきましては、日々の仕分けというか、日々、日々の企業会計簿記というか、日々、日々企業会計処理をしていかななくてはいけないという決定的な違いがありまして、したがって、この公営企業会計の適用の推進については、一般会計の取り組みよりも相当の時間がかかるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 随分下水道事業だけがややこしいようなことをおっしゃいますけどもね、下水道事業のほうが簡単なんですよ。いわゆる供用開始は、平成15年度末で供用開始になった、吉井も浮羽もですよ。

だから建物は、確かに屋部の浄水場含めると3カ所であるわけで、固定資産はもうその3カ所しかないわけですね。あとは地中に埋設してある管渠の調査をやらなきゃならんということで、これ発注台帳がありますから、いわゆるそれを集計すればすぐ出てくるわけです、管渠等についてはですよ。マンホールポンプについては、もう設置場所が決まっておりますからね。それを何で4年も債務負担行為で、やっていかなきゃならんかということが疑問になるわけですよ。

したがって、どこにどういう依頼をするか知りませんがね、依頼にするにしても以前からの発注台帳整理しなきゃ発注ができませんことになるわけですよ。

したがって、何も4年かけて、31年度までにこれ調整するというのであれば債務負担行為ですね。そんなにやらなくてもですね、一般会計が900何万でできてありますもんですから、いわゆる一般会計の方式をとれば、1年で当然完成するんじゃないかと思いますが、それでお尋ねしてるわけです。いま一度、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おっしゃるように契約台帳等の整備はできてはるんですが、いろんな工事の内容、工事内容によって台帳科目等も変わってきますので、詳細にわたってそこを改正する必要があります。

先ほど予算認めていただきましたので、プロポーザルでその委託業者を選定するわけなんですが、こういう固定資産台帳の基礎資料ですね、うちの契約発注台帳の基礎資料まで全て外部に委託するのではなくて、ここは直営といいますか職員がしっかり20年前から掘り起こして、いろんな会計帳票を掘り起こして、しっかりしたデータを整えて受注企業者にしっかりバトンタッチするような、そういう取り組みをしておりますので、何から何まで外部委託するものではないということを、まず御理解いただきたいと思います。

そういう直営でやるいろんな、正しい固定資産状況を確認するのに結構時間がかかるということもあって、ああいう期間になっていることを御理解いただきたいと思います。

それから、何よりもやっぱり大変なのは、一般会計の場合におきましてはくどいようですが、決算期にこの現金主義会計から発生主義会計の複式簿記の転換というのを財務諸表ベースで、転換ですから比較的わかり簡単と言っては恐縮なんですが、一部の部署でできるわけなんですけども。下水道については、日々の取引というか365日日々の取引を複式簿記、発生主義に基づいて帳票等を整理しなくてはいけないという大きな課題を抱えていますので、それだけの時間が必要になるということをお理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 次に、時間がありませんので、第2点に移らさせていただきます。

安倍総理が提唱してあります一億総活躍戦略の推進と、その成果について質問いたします。

安倍首相は、アベノミクス戦略として、一億総活躍社会の実現を目指すと公約していますが、一億総活躍社会が実現すれば、非正規労働者の正規雇用の拡大やパート従業員の減少等が図られ、確実に税収の増加が見込まれますが、そのためには幾つかのハードルを越えなきゃなりません。

まず1つは、非正規の労働者の継続雇用であります。正職員と全く変わらない業務に従事しながら、正職員に登用されない現状の改善。

2つ目は、最低限の収入限度で、年103万円を超過すると扶養対象から除外される課税対象の制度の改善などの制度で、いわゆる働きたいけれども働けない現状があります。

そこで、年金の支給開始年齢引き上げに伴い65歳まで安定した雇用を確保するために、65歳までの雇用確保を義務づけた改正高年齢者安定法が施行されました。定年退職が65歳未満の企業に対し、定年の廃止か延長、嘱託などの継続雇用制度の導入のいずれかを実施しなければならないが、大手企業では既に定年延長の動きがありますが、一般の企業では法律の趣旨が周知されていません。

この法律を定着させるためには行政の果たす役割が大切であって、一億総活躍社会を実現させ、県下最低の市税収入のうきは市にとっては、市税増収の確保を図る絶好のチャンスだと思いますの

で、高木市長に所見をお尋ねをいたします。

そこで、次の4項目について、市長の答弁を求めます。

アベノミクス戦略として一億総活躍社会が実現できれば、地方活性化が図られ市税の増収も期待できますが、市では一億総活躍社会の実現をどのように推進されてあるのか御教示をお願いしたいと思います。

2番目に、うきは市の合併時には2万人を超えていた生産年齢人口は年々減少していて、現在60%を割り込んでいますが、市内にある事業所の定年制度についてはどの程度把握をされておりますか、お尋ねします。

3番目に、事業所での定年延長や雇用継続を実施するには、行政の財政支援が必要であります。国が進める地方創生の事業「働き方改革」にはなぜ採択されないのか。

それから、4番目に、現在、中小企業でも希望者は65歳まで働ける企業がふえていますが、定年延長を導入した企業に対し補助金を交付してでも、市税が増収になればプラス思考ではないかと思いますが、市長はどのようにお考えか所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま安倍総理が提唱してる一億総活躍戦略の成果について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、アベノミクス戦略としての一億総活躍戦略の推進についての御質問であります。新聞報道によりますと、安倍首相がことしの全国市長会において、2012年ベースで78.7兆円だった国、地方の税収が、2016年予想で99.5兆円になる見込みで、約21兆円伸びたという発言をされたとのことでございます。しかし、実質消費税の引き上げ分を除くと増収分は13兆円になるとの報道がなされておりました。

こうした影響について、本市の税収について調査をしたところ、平成24年度が26億9,985万8,000円で、直近の平成27年度が27億7,174万7,000円で、平成24年度と比べますと7,188万9,000円の増加となり、2.7%程度伸びている実績がございます。しかし、こうした税収増加がアベノミクス効果によるものかの判断は分析が難しいところでございます。

御質問の一億総活躍社会の実現に向けて、民間企業等に対する直接的な支援事業は行っておりませんが、働き方改革等の推進に向けた啓発については、力を入れて取り組んでいるところでございます。

働き方改革につきましては、まず市の職員が模範を示すことも重要でありますので、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修を行うなど、常に意識改革に努めております。

また、直接的な働き方改革の事業ではございませんが、介護労働環境改善として介護ロボット

の導入補助金や女性の就業支援や男女共同参画事業を実施しております。

このような取り組みを通じて市内の事業者の意識も高まり、うきは市内での市民総活躍社会が実現するよう引き続き対応を行ってまいります。

2点目が、市内事業所の定年制度の把握についての御質問であります。現時点におきましては、市として市内に立地する事業所について、定年制度の把握はできていない状況であります。

現在市内には、1,300を超える事業所がございます。そのうち民営事業所は約1,270事業所あり、個人事業所が700弱程度、法人事業所が600弱程度でございます。

また、従業者10名未満の事業所が1,000を超えており、うきは市におきましては大部分が小規模な事業所であります。

商工会におきましても、加入会員の定年制度の状況については把握できていないとのことで、定年規定を定めてる事業所は、わずかしかないのではないかと、このように聞いております。

3点目が、事業所の定年延長と地方創生事業についての御質問であります。御質問の内容は、今後民間企業の定年年齢が延長されることに伴い、60歳を過ぎても現役で働くことにより、国民の現役活躍世代をふやそうとする企業に対し、市町村が財政的な支援を行い、その経費を地方創生の働き方改革補助事業、具体的には地方創生推進交付金で対応できないかとの御質問だと理解しております。

国のほうで示しております地方創生の働き方改革に関する取り組みにつきましては、4つの代表的な施策メニューが示されております。

まず、包括的支援につきましては、地域の企業や従業員を対象に労働時間等の職場環境や非正規雇用労働者の正職員転換、待遇改善、両立支援の整備など、働き方に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置する場合に支援するものでございます。

2つ目が、アウトリーチ支援事業につきましては、民間人を活用した働き方改革アドバイザーを養成・確保し、個別企業の求めに応じて、相談支援、セミナーの開催など、きめ細やかな支援を実施するものであります。

3点目が、地域連携等による地方就労・自立支援事業につきましては、都市のひとり親家庭の親や若者、無業者が希望に応じて地方に住み、地方で能力開発を進め、ワーク・ライフ・バランスが確保された安定的な就労を得ることを支援する事業であります。

そして、4点目が、地方創生インターンシップ事業につきましては、東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、休暇中地方企業でのインターンシップの実施を支援し、マッチングを図ることにより、地方就職の実現を図る事業であります。

以上の4つが、働き方改革を推進していくための代表的な施策メニューであります。したがって、民間企業が定年を延長するだけでは、この事業の要件を満たさないこととなりますので、

地方創生の働き方改革の事業にのせるためには、今申し上げました内容含めて取り組んでいく必要があるかと考えております。

4点目が、中小企業の労働者が65歳まで働けるための補助金の交付についての御質問であります。元気の就労意欲があり、豊かな経験と知恵を持った高齢者が多くいらっしゃる中で、7割近くの方が65歳を超えても働きたいと願っているものにもかかわらず、実際に働いていらっしゃる方は2割にとどまると言われております。議員がおっしゃるように、生涯現役社会の実現のため雇用継続の延長や定年年齢の引き上げを行っている企業も全国的にふえてきているようであります。

このような中、国におきましては、65歳までの定年延長や65歳以降の継続雇用延長を行う企業等に対し補助金を交付しているところであります。しかしながら、独自に補助金交付を行っている自治体はまだ少ない状況であります。

65歳まで働けるよう企業に補助金を交付してはどうかという御提案であります。財源が必要になることや、また効果の予測についても検証を行う必要がありますので、今後近隣自治体の状況を把握しながら検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 安倍さんがおっしゃってる一億総活躍社会は実現できると思いますか。それについて回答お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきは市におきましても、ぜひ、その一億総活躍社会の考え方に基づいて取り組まなくてはいけないと思っております。

基本的に経済が成長するための3つの要素であります。基本的には労働・資本・技術革新の3要素で決まるわけですが、この労働のところが非常に日本は困ってる、つまり議員御指摘のように生産年齢人口がぐっと低くなってきているわけですね。今から人口増を図っても、その生まれた子供が15歳になるまで15年間かかるわけであります。

その間、じゃ、何をするかと言うと、生産年齢人口は減少しているんですが労働人口については、日本の平均的労働就業者人口が、まだ女性の就業人口が6割台であります。したがって、まだまだ専業主婦でおられる女性の方もいらっしゃるし、60歳以上あるいは65歳以上の高齢者の皆さんも先ほど答弁さしていただきましたように、働きたい意欲があるけども、まだ7割は働きたいけども2割しか働いてないという現実を見たときに、この労働人口の中に女性と高齢者が参画すれば、実質的に生産年齢人口の落ち込みをカバーできると、こういう大きな考え方が根底にあるかと思えます。

したがって、先ほどから答弁さしていただいておりますように、うきは市の中におきましても



ワーク・ライフ・バランスを推奨することによって、専業主婦の皆さんが労働参画をするような、そういう取り組みをすること。あるいはシルバー人材センター、先ほどの臨時議会でも予算を認めていただいたわけでありますが、シルバー人材センターも自主事業を起こしながら新たに受け皿づくりで頑張ってくれてますので、そういう高齢者の皆さんも労働参画するためにどうしたらいいかというのを、しっかりうきは市の中でも取り組んでいきたいと、考えていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今65歳以上の就労者については20%ということですがね、生産人口というのは15歳から64歳までが生産人口なんです。それを60歳で定年を引いてありますからね、本当は生産人口に入っているけれども働けないという方がたくさんいらっしゃるわけで、私はそれを申し上げているわけですよ。

全国で今、せんだって国勢調査ありましたからね、新しい日本の人口というのは出てきましようけれども、大体1億2,600万人と言われてありました。その中で1億働けということになりますと、生産者人口全て入れても足りないわけなんです、1億人は達しないわけなんです。これに女性のパートの従業員ですね、これ103万超えますと課税の対象になりますから、103万超えないようにパートで辛抱してる方もたくさんいらっしゃるわけで。この状況ですから税収が伸びないという大きな悩みがあるわけですよ。特に農村地帯では、そういう働き手が少ないためにですよ、収入は伸びてないという状況がありますもんですから。

せっかくそういう状況を国が進めてありますから、特に今度の働き方改革ということで厚労省が概算要求をやってありますが、877億円という新聞記事が出てありました。この中でですよ、働き方改革では、いわゆる非正規労働者の正社員への転換、これ454億円ですね。それから、おっしゃるように、職場での長時間の労働の是正とか職場の指導・監督強化に10億円、それから65歳以降の定年延長や継続雇用制度を導入する企業支援に26億円というのが今度概算要求で出されるということであるわけですね。

国が進めてるんですが、法律までつくって、65歳まで定年を延長しなさいという法律がありますよ。この法律の一助として、いわゆる行政がそういう市内の企業に対して補助金出す。今皆様方、まごころ寄附金については半分を還元しているわけですよ。したがって、実際こういう定年延長やられてですよ、そして、そのまま雇用が続けば、そのまま税収が市に入ってきますからね。

今60歳、農協あたりは57歳とか58歳とか聞いてありますがね、それをやめた後、仕事つければ、確かにまた入ってくるかもわかりませんが、後仕事つかなかったら全く税金は入ってこないわけ、市税収入は落ち込んでいきますもんですからね。

そういうカバーのためにも、国が進めてる高年齢者雇用安定法という法律がありますから、その支援を行政がやるということについては、これは特に来年度は、いわゆる26億円という予算要求やっておりますから、こういうものを活用してでも、ぜひ市内の企業に対する定年延長の方策をとって税収をふやせる工夫をしなきゃですよ、今のままでは当然税収は落ち込んでくる。よほどのベースアップとかあるいは企業がもうかったということになれば別でありますけれどもですよ、法人税というのはわずかなものであるわけですね。

税収、例えば調べてみましたがそれでもですよ、いわゆる平成27年度のやつでは、前年度よりも落ちているわけですよ。市税収入というのは27億7,174万7,375円ということですから、例年よりも落ちているわけ、市税収入がですよ。したがって、こういう市税増収を図るためには、こういう働き方の改革、これは国が進めている法律がまだ息づかんでおりますもんですから、こういうものを一つ事業で率先して、国の働き方改革の支援事業がもらえないかどうかということなんですよ。

確かに大きい企業ではですよ、ここに私資料持ってきておりますけれども、例えばサントリーホールディングス、大和ハウス工業、すかいらく、今度は安田生命が定年を65歳まで延長するということを決定してありますがね。こうすることによって、いわゆる給与は今までの倍要るけれども、そのまま経験ある方々の雇用を図ることによって生産向上させようというような希望であります。

このことでぜひ国の指導、それにのっかってですよ、いわゆる予算が組まれるということでもありますから、来年度26億円というですね、この定年延長に対する企業支援ということでもありますから、そういうものにいわゆる取り組んでいただきたいと思うわけですが、いま一度答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、議員御指摘のように、高年齢者雇用安定法という法律の改正により、平成25年4月2日より年金の支給開始が65歳になっていくのに伴って、65歳定年制を初めとする継続雇用制度の導入が義務づけられております。

具体的には3つ、定年年齢を引き上げるか、2つ目が継続雇用制度を設けるか、3つ目が定年制の廃止、このいずれかが義務づけられたところでもあります。（「うん、そう」と呼ぶ者あり）

したがって、大きな企業は、定年に関する事項を就業規則にうたっておいて、その改正を求めているわけですが、当然就業規則の中には定年を定めないことも可能であります。したがって、ちっちゃな事業所は、就業規則がないと言ったら語弊があるかもしれませんが、就業規則の中に定年制をうたっていない。うたっていないということは、まさに高年齢者雇用安定法の精神に合致してるわけですね。

したがって、先ほど答弁さしていただいておりますように、うきは市には1,000近い小さな事業所があって、ほとんど就業規則に定年制をうたっていない現実があります。したがって、そういうところで今議員が指摘されてる定年延長の助成が、費用対効果としてどれだけあられるかというのは、もう少し商工会とも詰めて判断しなくてはいけないのではないかなと思ってます。

それよりもむしろ、議員が御指摘されたように女性の労働参画、高齢者の労働参画を進めるためのこのマッチングですかね。雇用したい人と働きたい人のマッチングを行政として何かできないかというような話であったり、そもそも雇用する場を、例えば今、力を入れてるのが男女共同参画センターのほうで、女性向けの小さな企業を起こしましょうという企業支援を今、講座を開設しながら取り組みをさしていただいております。

また、地方創生の取り組みの一環として、うきは市民センターの横の福岡銀行浮羽支店跡地を、創業支援と移住定住支援のワンストップ相談窓口として改装整備しました愛称U—B i C、カフェU—B i Cと名づけて、こういう創業支援もやらしていただいております。

そういう女性であったり高齢者の受け皿づくりについて、もっともっと力を入れて進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 確かにたくさん1,000以上の企業がありますよ。私の申し上げているのは、少なくとも法人税課税対象の事業所ぐらいは、そういう把握ができないかどうかということなんです。いわゆる681社ぐらいありますね、法人税納めてる事業所がですよ。その事業所は、恐らく給与から市民税あたりを引いたら特別納税義務者になってると思いますよ。

だから給料から差し引いて、会社から直接納めてある企業もあると思いますから、そういう企業あたりを把握していただいて、定年延長の実施については、こういう法律がありますからどのようにお考えですかということで、一つ企業の話も聞いていただいて、そして、ぜひ来年度予算で厚労省が予算要求やってありますから、そういう予算要求のチャンスでありますから、それをつかまえて、ぜひ市内企業の雇用延長を図り、市税増収をぜひ実現させていただきたいと思っているわけでありまして。

いわゆる徴収対策、市長から数も聞きました、法人税課税対象の事業所ですね。資本金50億円以上のものが1社と、10億円以上のものが47社ありますからね、1,000万から10億円が6社、それから1億円までの企業でも400社からあるような状況でありますから、こういうものを一つぜひつかまえていただいて、法律ができていますからね。いわゆるそういう定年延長をやって、高齢者の雇用を確保しなさいという法律が出てありますもんですから、そういう法律を周知するとともにですよ、市税増収に一つそれを役立てていただきたいと思っている

わけです。最後にコメントをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘については、商工会とも協議をしまして、そういう取り組みについて、ちょっと検討させていただきたいと、このように考えております。

○議員（13番 三園三次郎君） 以上で、質問終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、4番、中野義信議員の発言を許可します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから質問に入らせていただきたいと思ひます。

まず、午前中にですね、10番議員から質問があつておりましたので、若干ダブる面があると思ひますけれども御了承いただきたいと思ひます。

特に1番の7月に行われたうきは市長選並びに参議院議員選挙について質問をいたします。選挙につきましては、選挙管理委員会が主体であるというふうには思ひますけれども、市長の考えなりをお尋ねしたいと思ひます。

7月3日投開票のうきは市長選は、2名の立候補となり、公職選挙法の改正に伴い選挙年齢が18歳以上に引き下げられて全国初の選挙として注目をされました。新聞あるいはテレビ各社がうきは市で取材されるなど、全国にうきは市の知名度が上がつたというふうに思われます。

市長選は、前回平成17年は2名の立候補で投票率が74%、今回は56%となっております。参議院選は、3年前の48%から54%となつておると。この投票率につきましては、立候補者数によつて変わつていくというふうに思われます。

まず1番目に、それぞれの投票率について市長はどう思われるのか。

それから、2番目につきましては、18歳の選挙権でうきは市が全国初となつたが、18から19歳の投票率は38%となっております。周知についてはどう図つたのかと。

3月のときに、18歳選挙権と投票率向上についてということで質問をいたしました。その中で特に若い者の政治参加の周知については、その時点では、ことし浮羽究真館高等学校の生徒約400人、これは1年生、2年生ですが、この400人を対象に市選挙管理委員会として出前講座・模擬投票を実施しております。これは、したがひまして、3月の質問ですから1月に実施されたということでございますので、その後、選挙日までですね、具体的な内容があればお伺ひしたいと思ひます。

3番目に、若年層への政治への参加意識が向上したと評価できるかということの、この3つについて御回答をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま市長選並びに参議院選について、3つの御質問をいただきました。

1点目が、市長選挙、参議院選挙の投票率についての御質問であります。岩佐議員に対する回答と重複する部分がございますが御了承をいただきたいと思っております。

今回の投票率についてですが、うきは市長選挙につきましては56.10%、第24回参議院議員通常選挙につきましては54.06%という結果でございました。前回の選挙と比べ市長選挙はマイナス18.76ポイント、参議院選挙はプラス5.29ポイントでございます。

市長選挙につきましては、前回は平成17年度の合併後初の選挙戦であったため、今回の選挙結果とは比較しがたいところではございます。今回は全国初の18歳選挙と注目された選挙でしたので、できれば全ての新有権者の皆さんを含めた多くの有権者の方々に投票所に足を運んでいただきたくて考えております。

なお、県内各地の直近の市長選挙における投票状況を見ますと、30%台から70%台の状況でございます。

参議院議員選挙につきましては、前回より若干ではありますが投票率が上がっております。これは18歳選挙のPR効果も大きかったのではないかと考えております。今回の選挙だけでなく各選挙において、選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会の皆様に、今後ますますの啓発に御尽力いただきたいと思うところでございます。

2つ目が、18歳以上の選挙権の周知についての御質問でありました。選挙管理委員会によりますと、周知につきましては広報うきは、防災行政無線、広報車で巡回や市のホームページの活用など行っております。

また、ことし1月に浮羽究真館高等学校で出前講座と模擬投票を実施しております。また、市長選挙の告示前にも、出前講座と模擬投票の実施を予定しておりましたが、参議院議員選挙の期日前投票期間中であったため、選挙管理委員会からの職員派遣ができず、学校独自で行っていたと聞いております。

3点目が、若者層の政治への参加意識の向上についての御質問であります。若者層の政治への参加意識が向上したかどうかについては、投票結果から見ると評価しがたい部分ではございません。

しかしながら、新聞やテレビ報道等でうきは市が紹介され、初の18歳選挙で、これほど注目を集めるということを目の当たりにした高校生たちには、少なくとも政治への参加意識が芽生えたと言えるのではないかと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（４番 中野 義信君） 午前中ですね、１０番議員の質問に対しまして選挙後ですね、選挙後、９月７日、浮羽実真館高校では政治に対して市長みずからがお話をされるということを知りましたが、ほかに全体的に何か考えておることなり、選挙管理委員会が主体的に取り組む考え、そういったものを聞いてあればですね、今後の問題としてお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） １８歳選挙権に絡みまして、１８歳、１９歳の方の選挙、政治の参加の向上の取り組みといたしましては、投票立会人等に１８歳、１９歳の方が何とか参加をできないかというふうなことで、現在検討しているところでございます。

具体的には、できれば実真館高校のほうから、そういう投票立会人のほうに推薦をいただけないかというふうなことを現在検討しているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（４番 中野 義信君） 新聞とかテレビで嘉麻市だったですかね、高校で投票所を開設したとかちゅうようなことも載っておったようでございますし、今答弁のありましたように、選挙立会人に若者を登用するというような、そういったこともいろいろ新聞に載っておりました。若者の政治に対する意識の向上を高めるということが非常に大切でありますので、なかなか立会人というのはやっぱり時間が長いからですね、果たしてそれだけの高校生あたり若い人が、時間が長いので事前のやっぱり説明なり心構えですね、そういった理解が必要だというふうに思われます。

特に今後いろんなケースが、まだ他の市町村でも出てくるというふうに思いますので、今後いろんなケースを考えながら、投票率の向上を高めてもらいたいということで、今後のことについてお願いをいたします。今言いましたことに対しまして何かありましたら、お願いをします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 今後の取り組みの中の一つとして、今県の選管のほうからも各市町村の状況等の集約が上がってきております。その後について、まだ十分な中身の検討ができておりませんが、うきは市でできる、そういう若者に対する周知関係については、できるものについては考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（４番 中野 義信君） 次に移らせていただきます。２番目に、小・中学校のエアコンの設置についてということでございます。

私は、２７年の６月議会で、小・中学校のエアコンの設置について質問をし、学校環境衛生基準では、教室の温度は１０度から３０度以下が望ましいとなっているということは、教育長、市長も答えていたというふうに思います。２６年度の最高温度は吉井中学校４階で３８度であったということもお互いに確認をしておいたというふうに思います。

吉井中学校の建物につきましては、空調設備を前提とした建物であるということで、熱中症が出たら誰の責任かという問いに、教育長は自分の責任であるというふうに答えられたというふうに記憶をしております。予算的には、非常に厳しいということはわかっておりますけれども、温度測定結果で計画的に進めたらどうだろうかということでお話をしておいたというふうに思います。

ことしの当初予算で、吉井・浮羽中学校のエアコン設置ということで予算計上されておられましたけれども、そういったことで少しは前進したのかなというふうに期待をしておりましたけれども、国の予算がつかないから設置できないと言われております。今後どう進めていくかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 小・中学校のエアコン設置については、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 吉井・浮羽中学校のエアコン設置についての御質問でございますが、吉井・浮羽中学校のエアコン設置につきましては、昨年の１０月に両中学校の普通教室への空調設備を行うため、平成２８年度学校施設環境改善交付金の採択要望書を県を通じて国に申請していましたが、ことしの４月に国より不採択の通知がありました。現在は、国の補正予算による追加内示を待っているところでございます。

以前から回答していますように、財政面を考えると、単独での空調設置は厳しいものがあると考えています。

今後につきましては、年度内に空調設置工事の設計管理委託業務を行うように計画を進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（４番 中野 義信君） 年度内に設計管理の委託ということでは言われておりますが、ことはまた大変暑かったということで、温度測定については各学校に、ことしも行っておられると

思います。現在まで6月から行っておられるというふうに思いますけれども、その状況につきまして、どのように把握をしているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 各小・中学校の温度調査につきましては、一応9月をめどに集計をするように考えております。ただ、以前から質問に出ております吉井中学校については、一応7月までの集計をいたしております。30度を超える日、31度以上の日が6月において9日、7月において11日というふうに記録をいたしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 現在での温度の調査については、今お聞きしましたが、ちょうど8月は夏休みでしたから、生徒についてはよかったというふうに思いますけれども。特にことしは7月下旬から8月下旬まで、まだまだ9月へ入っても大変暑いという日が続くということだったので、実は近隣の学校関係の調査をさせていただきました。

それで、福岡市については、もう大きく新聞に以前から載っておったようですけども、もう27年、それから28年ということで工事が行われまして、やっぱり行う予定で夏休みを繰り上げてもしようという記事が載っておったようでございます。

朝倉市では、中学校については27年度に工事を行ったと。28年度については聞きましたように、一応申請をしたばってんが、できなかったと。今はそういった空調関係をしてない学校というのは、やっぱり全国各地から恐らく予算の要求があっておるというふうに思いますけども、朝倉市では28年度については、補助金なしでされたと。これは市長の政治決断であったというふうに聞いております。

それから、久留米市につきましては、前回は申し上げましたように、小・中学校設置済みということで夏休みを短縮されておるということでございます。

小郡のほうに聞きましたところ、小学校については26年度に国の補助で設置したと。中学校については、27年度の予算に補助金がつかなかったということで、ことしの3月の補正で補助金がつきましたので、28年度に中学校、それから公立保育園、夏休みで工事を行ったというふうに聞いております。

筑前町では、26年度、小・中学校とも設置済みだと。

それから、最も全国でも有名な日田市ですね。日田市については、いつも久留米と日田市とが最近は非常に最高気温が出ておりますが、日田市はやっぱり全国でも有名になるように高いわけ



ですけれども、日田市については25年度、26年度を小・中学校で設置をしたというふうに聞いております。

以前は学校の統合も進められておりました、36校であったのが今は18校に統合してつけられたということでございますし、中学校12校にも全てつけたということで、やっぱり計画的にされてきておると。特に22年度からもう国のいろんな事業をお願いしながら、受けながら、全小・中学校にクーラーをつけられたということで聞いております。それで、ちょっと山間地であります大山町や前津江村も設置されましたかと聞きましたら、もう全部つけておりますということでございました。

それで、近くではつけてないのは、大刀洗がつけてないようでございます。そこは施設の改修工事を優先的に行うということに言われておったようでございます。

そういった状況でございますので、昨年6月の一般質問の中で申し上げましたが、やっぱりどこの親でも、やっぱり自分の部屋にはエアコンがなくても、子供の部屋には先につけるとというのが親心じゃないかなというふうに思います。

学校で言うと市長なり教育長は親であり、生徒は子供であるというふうに考えますので、そこを決断するのはやっぱり教育長なり市長であるということでございますが、設置ができないというのはやっぱりどうしても親の責任ということになってこようかというふうに思います。

今までに教育委員会あるいはPTA、母と女性教職員の会の総会にも行きましたけども、ああいうそういった組織から、子供たちが恵まれた環境で豊かな教育を受けながら、健やかに成長していくための教育条件や教育環境の整備、充実の要望が毎年のように上がっておるというふうに思います。

国の予算がつければできるが、つかなければできないと、極端に言えば、これは誰でもどこの市町でもそういうこと思うんじゃないかなというふうに思います。隣の、先ほど言いましたように朝倉市では、予算要求したがつかなかったので、市長判断で別な事業で設置したということでございます。

市民あるいは保護者からの意見としては、市長、教育長については、庁舎内ですから、やっぱりそこにちゃんと部屋に温度設定がされて、29度ですか、温度設定されて快適な環境の中で仕事をしているので、生徒の気持ちになかなかわからないんじゃないかなと。そういうふうに市民の間では言われております。ですから、やっぱりもうちょっと真剣さが足りないのではないかなというような意見を聞いております。

29年度については、ぜひともまたお願いをしたいと思っておりますけれども、やっぱりそれが例えばできないとするなら、やっぱり市長、教育長については、やっぱり自分の部屋はクーラーを入れないぐらいな気持ちでやってもらいたいと、ですね。そういった意見がありますが、そういっ

た意見に対しまして、教育長なり、市長なりの考え方、そこら辺をお尋ねしたいというふうに思います。特に市長が、全体的なそういった施設の問題になると、市長が思いきりやらんとなかなかできないんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺のお答えをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長からの答弁もありましたように、今年度予算で議会のほうで文部科学省の補助事業、学校施設環境改善交付金を3分の1を充てて予算計上させていただいているわけでありますので、ぜひともその線でまたしっかり国のほうに働きかけていきたいと思っております。

また、先ほどからうきは市の教育大綱の議論もありました。その中でも環境整備というのほうはたわさせていただいているところでありますので、そういうことでしっかり対応していきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 確かにそういうことだと思いますけれども、今年度ができない、来年度もつかない、要するにそういったときにどうするかと。ほかの財源でもどうか考えるとですね、そういったことができないものか。

それで、朝倉あたりはそういうふうにされたということですから、もう、いよいよ今は暑くて、ことしのようなことではやっぱりせっぱ詰まったことじゃないかなというふうに思います。そういった保護者なり、市民のそういったクーラーに対する意識について、ことし今要求をしておるものができなかった、例えば来年度、29年度についてもですね、できなかった場合にはそういうふうな対応をどうするのか、そこら辺のところは非常に大事なところですから、そこら辺のところを再度答弁願いたいと思います。

これはできれば、もうそれにこしたことはないですけれども、できなかった場合、また来年度もやっぱりできなかったと。そういったことでは進まないのじゃないかな。周りの朝倉あたりの子供は、そういうふうには快適な中で勉強されておると、うきは市だけは予算がつかんからできないと、そういうことでいっちゃろうかなというふうに思いますので、そういったことを私は尋ねておるわけです。

それで、ことしできれば、もうそれでいいと。できなかった場合については、そこら辺の、なら自分の部屋には入れんぐらいの気持ちでやりますよというようなことを私は聞きたいわけですよ。さらに答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ことし認めていただきました予算がしっかり執行できるように、文部科学省のほうに事情を説明して頑張ってもらいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） いや、それは頑張るといのはわかりますけども、もしできなかった場合、来年度はどうするかということのお答えが欲しいわけです。要するに、市の将来を担う生徒ですね。皆さん方の執行部とどっちが大事じゃろうかと私は思うんですよ。市の将来を担う子供たちが、そういった環境の中にあるとにですね、どちらが大事か、そして29年度にどうするか、そこを私は尋ねたいわけです。そういうことでお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） とにかく頑張ります。

○議員（4番 中野 義信君） それで、市長にはそういうふうに頑張ります、頑張りますということで、ぜひとも期待をしたいと思いますが、何回も言うようですけども、できなかった場合には、教育長なり市長のクーラーとめるぐらいの気持ちでやってもらいたい。私は議員も、今9月議会ですけれども、それができないならば、この9月議会もクーラーをとめてやるぐらいのやっぱり気持ちでやらんと、市民は納得せんのではないかなというような気持ちですが、再度お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） しっかり文部科学省のほうに説明をしてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） なかなかしっかりやっていくというか。後で、9番議員からも空調整備について、財源のことについても提案があつておつたようでございます。本当にやる気になれば、財源確保は私はできると思う。できるのは市長以外に、ほかの人はできないわけですね。ことしのように暑いのに、財源がないからということで子供たちは我慢しろというのは、私は過酷であるというふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）今後は、温度は恐らく地球環境から見れば、高くはなっても涼しくなるとは余り考えられないというふうに思います。改善するのは、市長の役割であるし、ほかの人じゃなかなかできないというふうに思います。

そういったことで、29年度に向かって、ぜひとも設置を期待をいたしまして、もう何回言うても同じことですから、ぜひとも期待をしながら、そういった気持ちでやっていただきたいというふうに思いますので、一応空調関係の質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、3番目になっておりますが、小・中学校の運動会についてということでございます。

もう運動会のシーズンになりましたが、やっぱり見ている人にとっては、やっぱり昔からの騎馬戦といますか、そういったものが非常に勇壮で頼もしいと。最近では、やっぱり児童数も減

って、なかなかできないような状態になりますし、特に危険防止のための支援者確保ができないということもありまして、帽子とりといいますか、それから鉢巻きとりといいますか、そういった鉢巻きを奪い合うようなルールで騎馬戦が行われて、採用しておるところもありますが、騎馬戦そのものがなくなっているというような状況でもあるというふうに思います。

組み体操も、生徒が一致協力して一つの体形をつくる姿は、見る者に大変感動を与えております。組み体操は、平面型と立体型があり、いずれにしても事故防止、安全面の配慮が大事であるということで、学校としても大変苦慮されているというふうに思いますし、教育委員会でも検討し、各学校に指導されていると思われま。

そういったことで、運動会の組み体操での事故発生が、全国的に問題となっておるようでございますが、うきは市として今後どのように取り組むのか。現状はどうなっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 運動会、体育祭での組み体操に対する取り組みについての御質問でございますが、うきは市の現状としまして、本年度組み体操を予定している学校は、小学校で8校、中学校で1校でございます。昨年大阪での事故を初め近年の運動会、体育祭における組み体操の事故を踏まえて、校長会や教育委員会で協議し、安全を最優先に組み体操実施の判断をするように指示をしています。

実施する場合は、ピラミッドやタワーの段数を小さくする。ピラミッドは上の段の子供の体重が下の段の子供にかからないように、下の段の子供の背中に足は乗せず手だけの支持で段をつくる。演技の各場面に教職員等を適切に配置する。事故事例等を示し、危険回避行動がとれるよう十分な事前指導を行う。配置する教職員に監視補助の仕方や受けとめ方の練習など、事前の研修をするといった安全面への配慮をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 騎馬戦のことについては書いておりませんが、騎馬戦については中学校では綱引きになったということも生徒から聞いておりますが、吉井中、浮羽中ともにそういったことになったということでございますかね。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 騎馬戦については1年間のずれがあると思いますが、両方とも本年度取り組まないというふうに聞いておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今さっき事故の話がありましたけれども、先日8月の新聞に載っておりましたけれども、熊本市の中学校では、組み体操の練習中に落下し、後遺症を負ったと。

その男性と家族が、市に逸失利益や慰謝料などの損害賠償を求めて、ことしの8月に提訴されたという記事が出ておりました。ですから、もう今後遺症の問題も出ておりますから、事故はもうずっと前というふうに思います。

それから、千葉県内の学校では、12市町村が組み体操を行わないということになっておりますし、組み体操にかわる種目はソーラン節などの民舞、ダンスが多く、計47校となっておりますというようなことが新聞に出ておりました。綱引きや大玉送りなどの団体競技、マスゲーム、集団行動もあるということでございます。

組み体操の是非をめぐる論議の中でですね、実際に演じるのは児童なり生徒であるということでございますが、その生徒たちがどういうふうに思っておるのかですね。父兄だけじゃなくして、生徒全員にそういった組み体操の賛成なり反対なりを投票でしたという学校もあったということ、新聞では見ました。組み体操について、そういったPTAとか教育委員会だけじゃなくして、生徒の意見を聞くような機会があったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 組み体操について教育委員会のほうが、生徒から直接意見を聞いたということはございません。ただ、中学校の体育祭等は、これはもう生徒会の子供たちが中心になってつくってるという現状がございますので、いろんな競技種目等につきましては、学校と子供たちが一定の話をした中で演じてるといいますか、そういうところがございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） いずれにいたしましても、事故が起きれば大変ですから、大変管理者としては心配をされるというふうに思います。ただ、何もできない、かにもできないちゅうと余りおもしろく、おもしろくちゅうか感動を与えるようなですね、体育祭なり運動会にはならんと思います。

いずれにいたしましても、やっぱり第一には安全面が最重要課題でありますし、生徒の意見も聞きながら、やっぱり学生時代思い出に残るような運動会なり、体育祭にしていくようなことで、教育委員会なりについては進めていただきたいなというふうに思います。そのことにつきまして何かありましたら、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘のとおりでございます。教育を預かるものとしては、あれもだめ、これもだめと言うのも本当は悩ましいとでございます。

しかし、子供たちのモチベーションも十分考えながらの対応ということになります。やはり安心・安全は最優先課題でございますので、実は9月1日の定例校長会の折に、改めて国からの通知文をお渡ししまして、そして次のような指示をいたしております。体育祭、運動会までに、

各学校練習をすると。その間において、その組み体操等を危険があると察知した場合には、そのことについて取りやめなさいという指示をいたしております。

今後とも安全・安心に十分配慮して、やってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） そういったことで安全面に気をつけながら、感動のあるような体育祭なり運動会にしていだきたいなというふうに思います。

次に、4番目の教育委員会の組織についてということで出しております。せんだって、私初めて教育委員会を傍聴させていただきました。必ず月1回開かれておるということで、規定もそういうふうになっております。教育委員会というのはやっぱり検討事項も非常に幅広いと、5名の委員さんが真剣に意見を交わしておられました。

書いておりますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は、教育委員長及び4人の委員をもって組織するということになっております。ただし書きがありますので、教育委員会の重要性はそういったものを考えられまして、特に委員の中には保護者代表とかいろいろおられますようですけども、やっぱりできれば保護者枠ですか、そういったものを増員させていただけないか、そこら辺が規定上のこともいろいろありますけれども、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 教育委員会の組織についての御質問でございますが、教育委員会の組織については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条に、「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する」とあります。そして、議員の御指摘のように、ただし書きで委員の数をふやすことができます。

しかしながら、近隣市町村を見ても、別途条例を定めて増員している教育委員会はほとんどございません。委員は、単に一般的な識見があるというだけではなく、教育に対する深い関心や熱意が求められており、委員の選任が重要であり、人材を得ることに時間を要しているのが現状であります。このような背景から、保護者の意見を求めるために、委員の1人に平成20年度より保護者委員の選任が法律上義務化されております。

教育委員会が行う施策について、多様な民意を幅広く反映させるため、委員の数をふやすことも重要かと考えますが、委員の任命等の課題もありますので、現時点では考えておりません。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 学校問題については、大変いろんな問題があるというふうに考えられますが、学力の向上とかそういった面もありますし、環境整備の面、それから、いじめとか不登校なんかも重要な問題がたくさんあるというふうに思います。そういった意味で教育委員の役

割は、非常に私は大きいものがあるというふうに思います。

ですから、近隣のところではふやしてないということでございますけれども、そういった重要な役割、特に保護者代表あたりを今後検討しながら進めていただきたいということで、そういったことを再度教育長にお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の点は、いわゆるレイマンコントロールと言いまして、専門家の判断のみならず広く地域住民の意向を反映した教育行政をなささいということが問われております。まさにその御指摘ではないかと思えます。実際、今の教育委員さん方の中にですね、職業を別に持っておられる方がふえてまいりました。

今定例の教育委員会は午後の6時から始めるように改めております。これもゆっくりと意見を聞きたいという趣旨でございます。議員の御指摘もでございます。今後いろいろな方途検討してまいりたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一応非常に大切な委員会ですから、いろいろ検討していただいて、今後生徒なるのためになりますようお願いをいたしまして、若干早いようではございますけれども、質問を終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで4番、中野義信議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は15時30分より再開いたします。

午後3時16分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 許可を得ましたので、質問させていただきます。きょう、最後のでございますのでゆっくり質問させていただきたいと思えます。

1番、今回の市長選挙についてということでございますが、私の前に岩佐議員及び中野議員が質問されましたので、重複する点があるかと思えますけど、一応質問させていただきたいと思うわけでございます。

それでは、選挙権年齢を18歳以上に引き下げて、実施された全国での初めてのうきは市長選では、当日の有権者数は2万5,626人に対して、投票者数は1万4,377人、そのうち18歳、19歳の当日の有権者は581人のうち、投票したのは223人、投票率は男性

39.18%、女性37.57%、平均38.38%、よって、平均は過去最低の56.10%だった。

そこで、(1) 今回の結果について、どのように思われるか。

(2) 投票率を上げるための施策はどのように考えているのか。

(3) 新聞では、「18歳選挙権によって日本の高校生が地域の歴史や文化、政治に関心を持つことになる」と確信している」とあったが、どういうことか。また、地元の高校と連携した有権者教育を今後進めて行く意向を示したとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。

(4) 自分の票と相手の票に対する検証をされたと思うが、結果どうだったのか。

以上。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回の市長選挙について、4つの御質問をいただきました。

まず、1点目が今回の結果についての御質問であります。投票率につきましては、岩佐議員と中野議員の回答と重複しますので、改めて申し上げますが、今回の市長選挙では、市民の皆様から御信任をいただき、再び市政のかじ取りを務めさせていただくことになりました。市民の皆様への御支援に感謝を申し上げますとともに、改めて責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

2点目が、投票率を上げるための施策についての御質問であります。投票率を上げることににつきましては、全国の市区町村が抱えている課題であります。選挙管理委員会によりますと投票率の向上につきましては、当然ながら現在行っております広報活動等は継続をしていくこととさせていただきます。

また、特に18歳選挙権の周知につきましては、広報うきは、防災行政無線や広報車で巡回、浮羽究真館高等学校等に対する選挙に関する出前講座、模擬投票等は今後も継続し、あわせて市のホームページにつきましても、これまで以上に情報発信を高めていく予定であるとのこととさせていただきます。

新しい取り組みとして、投票立会人を18歳、19歳の方に依頼することで、本人及び同世代の方の政治参加意識の向上を図ることができないか、現在検討を進めているとお聞きをしております。

3点目が、18歳選挙権によって地域に関心を持つ有権者教育についての御質問であります。御質問の新聞報道は7月5日に掲載された内容のことと認識をしております。

今回のうきは市長選挙での18歳、19歳の投票率は38.38%となっております。できれば全ての新有権者の皆さんに投票所に足を運んでいただきたいとの思いで、懸命に訴えてきたところでございます。



その一方で、歴史の大転換点とされる全国初の18歳選挙に対して、志のある若者に応じていただいたことは心強いことでもあります。さらには、選挙期間中に新有権者と接する中で、若者の地域を思う気持ちや社会に対する責任感などの頼もしい言葉を聞くことができました。このことは、彼らがよき先導者となることを期待するものでありますし、また地域の政治に参加していくことは、まず地域のことをよく知ることである点について理解していただいたものと考えております。そして、郷土の若者が自分のふるさとの歴史や文化を自信と誇りを持って、他の地域の皆さんに語りかけることができるような若者を育てていくことが、地方創生の原動力だと考えております。今後も地元高校などとも連携を強化し、若者の社会参画の意識向上に努めてまいります。

4点目が、得票数の検証についての御質問になりますが、このたびともに選挙戦を戦ってまいりました竹永候補には改めて敬意を表したいと思っておりますし、竹永候補が得た票について重く受けとめているところでございます。

2期目に向けましては、この得票数をしっかりと受けとめて、うきは市の将来を決める重要な4年間とし、第2次うきは市総合計画、うきは市ルネッサンス戦略の実現に向け、着実に対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 18歳、19歳の新有権者に新市長に何を期待して一票を投じたのかとの質問に対する答えとして。

1点目、子供がふえ、教育を受ける機会が充実することを望んでいる、地域を元気にしてくれそうな人に思いを託した。

2点目、自分が卒業した小学校もどんどん児童が減っている。次期市長には人口をふやす仕組みをつくってほしい。

3点目、基幹産業である農業をよい方向に進めてくれる人を誰かと考えた。

4点目、大学に通う列車も1時間に1本しかない時間帯があり、ふやしてほしいという具体的な要求のもとに実現してくれそうな候補を選んだ。

5点目、県農業大学生は、卒業後は果樹農家に継ぐ考え、農業や観光に力を入れてくれる人を選びたいという記事が新聞に掲載されていたが、このような若者たちの期待に対してどう思われるか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 若者の皆さんからいろんな思いで、今回2人の候補者に投票されたものと思っております。とにかく、うきは市が元気になること、そして、次はやっぱり、うきは市を担うのは次の若者世代でございますので、しっかりとしたバトンタッチができるような、そういう行政運営をしてほしいという、そういう思いが、今の議員の御指摘の中に含まれていると思っ

ておりますので、そういうことをしっかり受けとめまして、今後の4年間市政運営に当たらせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 今回、市長も初めての選挙に臨まれて、遊説のときになど、直接一有権者と接する機会が多かったと思いますが、そのときいろいろな意見を耳にされたと思いますが、感想をお聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、私にとって初めての選挙となりました。1週間という限られた選挙期間中でありましたが、市内隅々まで遊説をさせていただいて、いろんな方と会話をすることができました。いろんな思いも受けとめているところでもあります。そういうことをしっかり胸に刻みながら、とにかく、うきは市が元気な町になることをしっかり頭に描きながら、今後とも頑張っていきたい、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2番、今後の政策について、私の前に江藤議員や岩佐議員が質問をしてありましたけど、重複する点が再度あるかと思えますけど、質問させていただきます。

（1）市長選の政策として、小学校の統廃合、上水道の問題を挙げていたが、統廃合はいつごろまでに決定するつもりか。また、上水道の問題はいつごろまでに決着をつけようと思っているのか。

（2）これからの4年間で第2次総合計画に描いてきたまちづくりをしっかりと具現化していきたいと決意を語ってはありましたが、まずはどのようなことから始めようと思っているのか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、今後の政策について大きく2点の質問をいただきました。

1点目が小学校統廃合と上水道についての御質問であります。まず、小学校の統廃合につきましては、江藤議員からの御質問でもお答えしたとおり、現状結論は出ておりませんが、しっかり地域や関係者の皆さんの意見を聞いて最終的には私が判断しなければならないことと考えております。

なお、この問題につきましては、8月19日に開催しました第2回うきは市総合教育会議の中でも、まちづくり、地域振興を含めた観点から議論を行いました。今後とも、丁寧な議論を行い、しっかりとした方針を出したいと考えております。

次に、上水道であります。これにつきましても新聞記事にうきは市長選候補者の施策として上水道問題が取り上げられたことについての御質問だと理解をしております。

さきに実施しました、うきは市上水道事業に関するアンケートでは、賛成、反対という意見が

分かれる中、両者に共通していることがありました。それは、市民の皆様が上水道事業の必要性や毎日利用している地下水の現状、将来のことについて知らされていない、説明が十分尽くされていないと感じておられることでもあります。市としては、安全・安心な水を将来にわたって確保するため、上水道の整備が必要と考えておりますので、今後、市民の皆様への説明責任を果たし、十分な理解が得られるよう対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目が、これからまず実行していく施策についての御質問であります。回答につきまして、さきに御質問いただいた岩佐議員へ回答いたしました、私の2期目の重点施策と重なるかと思っておりますので、あらかじめ御了解をお願いしたいと思います。

まず、私が取り組むべき事業として、昨年度、地方創生先行型（上乘せ交付金）事業で実施しました地理的環境分析に基づく農業等の戦略的ブランド化プロジェクトの成果として上がってきました、うきは産農産物の科学的根拠に基づく優位性を普及、啓発する事業、すなわち、うきはテロワールに係る情報発信を行うことにより、うきは産農産物ブランド化を図ってまいります。

その内容につきましては、さきの岩佐議員の質問の折に回答をしましたので省略をさせていただきます。

また、久留米うきは工業団地、鷹取工業団地の早期完成への取り組み及び地域包括ケアシステムの構築につきましても、岩佐議員の質問の際、重点施策として回答をいたしました。これからすぐとりかかるべき事業と考えているところであります。

さらに、つけ加えますと、老朽化が著しい生涯学習センター、ムラおこしセンターの建てかえについても、早期に進めたいと考えております。ほかにも、第2次総合計画及びルネッサンス戦略の事業として、取り組むべき事業はたくさんございますが、主だった事業として、今説明させていただいた事業を上げさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 最終的には、自分で決めたいということでしたが、統廃合の件ではしっかり皆さんの意見を聞いて、また上水道問題は整備の必要性を訴え、市民の賛同、理解を経るために努力してもらいたいと思うが、自分の持っている力、フルに生かして、いつごろまでに決定するのかお願いしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この場でいつまでというお答えをする答弁は控えさせていただきたいと思っております。

とにかく、2つの小規模校の統廃合の問題、そして、上水道の問題と、うきは市の将来を占う大きな事業でございますので、しっかりと判断をしなければいけないと、このように思っておりますし、また一方、スピード感を持って対応しなければいけないと、このように考えております。

江藤議員から御指摘をいただいた小中校新学習指導要領も取りまとめ案が、既に新聞に大きく取り出さされてて、教育環境も大きく変わろうとしております。そういう中でスピード感を持った対応をしていかないと、本当に教育問題について取り残されてしまうのではないかと、こういう危機感を持っております。

そして、上水道事業については、まずはアンケートの結果が早急に上水道に取り掛かるという方が10.9%しかいなかったという現実を目の前にしております。これをもう少しでも上げていかないことには、事業というはおぼつかないと、このように考えていますので、先ほどから答弁させていただいていますように、いかに市民の皆さんの理解を得ること、こちらに力を注いでいきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （2）についてですが、再選後の2期目の抱負について、市の将来を決める重要な4年間と位置づけ、地方創生を着実に進め、農作物だけでなく町全体をうきはブランドとして発信していきたいと語ってあったが、市長の諸案を一市民として期待しておりますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 選挙期間中もお話を申し上げておりましたが、これからの4年間、第2次うきは市総合計画、そしてうきは市ルネッサンス戦略、さらには地域包括ケアシステムの構築、そして、うきは市教育大綱をそれぞれ具現化をしなくてはいけないという、大きな今、時期に差し掛かっていると、このように認識をしておりますし、この4つ、4つ以外にもあるわけがありますが、特に大きくこの4つの対応次第で将来のうきは市が方向性が定まってくるのではないかとというぐらいの重い、受けとめ方をさせていただいております。したがって、今後4年間、特にこの大きな4つのそれぞれの計画を具現化すべく、しっかりした対応をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 早急に進めてもらいたいと思うわけでございます。

それでは、3、児童生徒の安全や防犯の対策について。

昨年、隣接の田主丸小において、登校中の小学生の列にバイクが突っ込み、児童数名が負傷した交通事故が発生したが、被害に遭った児童には幸いにも軽傷であったと聞き及んでいるほか、本年7月16日、同じく田主丸町において、これも軽傷であったが、小学校2年生の児童がひき逃げされる交通事故も発生している。

うきは市においても、ここ1年間では、中学生や小学生等が交通事故に巻き込まれた交通事故が数件発生しているが、幸いにしてもいずれも軽傷とのことであるが、先日、私の居住地におけ

る児童等の登下校状況を確認したところ、福岡市などの大都会ほどまでないにしても、危険な状況が散見される。子供たちも夏休みが終わり、いよいよ2学期がスタートして、これから運動会等で何かと気もうきうきしていることだろうと思いますが、今後も児童等の交通安全防犯対策を推進し、未来を担う児童等の安全対策をさらに推し進める必要があると思われる。

そこで、（１）通学時の交通事故に対する安全管理について、どのように考えているのか。

（２）最近、よく耳にする不審者による児童及び生徒への声かけ等に対する対策はどのように考えてあるのか。

（３）７月２３日の母と女性教職員の会の会合に出席させていただいた折、２０１６年度の要望事項として、子供たちが恵まれた環境で豊かな教育を受けながら、健やかに成長していくための教育条件や教育環境の整備の中で、以下項目が挙げられておりました。

①３０人以下学級での全学年での実施、学校支援員の増員。

②子供たちが恵まれた環境で豊かな教育を受けながら健やかに成長していくための教育条件や教育環境の整備充実、エアコンの設置、通学時の整備、例えば下千足の側溝にふた、横断歩道の設置、若宮神社のシラサギの被害、吉井警察署付近にカラー舗装やミラー等の設置、居酒屋十八付近に横断歩道の設置、通学路、クロネコヤマト付近などにカラー舗装の設置、用水路にガードレール設置など。

③山三校の統廃合や交通アクセスの整備について、以上、市長も同席されていたので、御存じと思うが、これらのことについてどう思われるか伺う。

（４）最近の新聞に、「教師による性暴力の実相」と題して６回にわたり掲載されておりました、これを読まれてどう思ったか。

（５）本市では、こういう問題に対しての対策はどのようにしているか。

以上、５点。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま児童生徒の安全や防犯の対策について、５つの質問をいただきましたが、最初に３つ目の母と女性教職員からの要望事項について答弁をさせていただき、そのほかにつきましては、教育長より答弁をさせます。

母と女性教職員の会からの要望事項についての御質問であります。今、議員からは、ことし５月の定期総会の御指摘でありましたが、毎年１１月ごろに、うきは市母と女性教職員の会との話し合いを行っており、ことしにつきましても１１月に予定をしているところでございます。

昨年は、大きく４つの要望についてお話をいただきました。具体的に申し上げますと、教職員定数増員、そして学校支援員の配置と継続配置、さらに教育条件や教育環境の整備、充実、エアコンの設置、さらには小塩小学校の交通アクセスの整備でありました。

要望事項につきましては、市としてしっかり受けとめさせていただき、関係各課とも連携をしながら、可能なところから対応を図っていきたいと考えております。

引き続き、教育長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 通学時の、交通事故に対する安全対策についての御質問でございますが、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して、通学路緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策と内容についても協議し、これまで対策、工事等を実施してきたところでございます。

また、通学路の安全対策に向けた取り組みを行うため、関係機関と連携体制を構築し、市内小学校から危険箇所を報告してもらい、昨年8月に通学路安全推進会議を設置し、会議での検討を踏まえて、うきは市通学路交通安全プログラムを策定しました。さらに、市内小学校から危険箇所を学校教育課に報告してもらい、推進会議内で情報を共有し、対策を協議した上で2年に1回程度の合同点検を実施しています。

また、シルバー保安官による見守り活動もお願いしているところでございます。

2点目の不審者による児童生徒への声かけ等に対する対策についての御質問ですが、不審者被害に遭わないように各学校では人通りの少ない場所では遊ばない、1人で登下校をしない、防犯ブザーを携帯すること、もし不審者と遭遇した場合は大きな声を出したり、近くの民家へ逃げること、不審者に遭遇したことを黙っていないで先生や家族に話すこと等を児童生徒へ指導しています。不審者の情報や被害があったときは、学校は、うきは警察署に通報するとともに教育委員会に報告し、教育委員会から各学校へ速報で注意喚起の連絡を行います。

また、被害防止に向けて教育委員会からうきは警察署にパトロール強化の依頼をいたしているところでございます。

4点目の教師による新聞掲載の不祥事についての御質問でございますが、御指摘の記事は朝刊に連載された性暴力の実相であると認識いたしております。記事に掲載された内容に見られる力関係や信頼関係を背景にした教職員による児童生徒への性暴力は言語道断であり、断じて許すことのできない行為であります。

5点目、市における不祥事防止の対策についての御質問ですが、学校は児童生徒を初めとして、保護者、地域と教職員との信頼関係を前提に成り立っており、御指摘の記事内容を初め、教職員のいかなる不祥事もあってはならないと考えております。そのために、市内の学校では市教育委員会の指導のもと、不祥事防止にかかわる対策を計画的に行っております。

具体的には、校長による所属職員への面談、不祥事防止のためのチェックリストの活用、県内

外での事例に基づく指導、不祥事に対する懲戒処分具体例に関する研修など、個々の教職員の  
実態も踏まえ、年間を通して継続的に実施しています。

県内等で新たな不祥事が起きたときには、速やかに対応についての検討を行っております。

また、育児休業中、病気休暇中等の教職員に対しても、校長が自宅訪問するなど、全教職員に  
対して勤務時間の内外を問わず、職務上厳しい規範意識、遵法意識、倫理観が求められること  
について周知徹底を図っております。

今後、教職員の世代交代が急速に進むこともあり、不祥事防止対策の実施について福岡県教育  
委員会との連携を強め、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （2）について、相模原市の知的障害者の施設で46人が殺傷さ  
れた事件を受け、8月30日、障害者支援施設希望が丘での不審者が侵入したと想定し、不審者  
防犯対応訓練があったようだが、5月26日にうきは中学校でも不審者侵入事件があったが、先  
生方の生徒を守らなければという一心で無事犯人を逮捕することができたそうだ。

そこで、市としては、保育園、学校、病院、その他の施設等の不審者対応はどのようにしてい  
るのか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど議員御指摘の5月26日の浮羽中の事案につきましては、自転  
車小屋にいた不審者について生徒がすぐに職員に知らせ、それについて職員が約600メートル、  
数人で追いかけて逮捕したということでございます。

1番は、子供たちが先生を信頼して言って来てくれたということが1番よかったことでありま  
す。追いかけたことについては、私としては、果たしてそれでよかったのかということは投げか  
けております。

なお、こういった事案を受けまして、校長会等を通じまして全小中学校に対して、今、学校に  
は刺また等を置いておりますので、そういったもの活用も含め、不審者対応を依頼したところ  
でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （4）について、市及び教育委員会として教職員の研修や啓発の  
重要性をどう捉えているのか、また各県の対策はどうなっているのか。

以上、2点について。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 研修は非常に重要でございます。今、先ほどの答弁で申し上げまし  
たが、具体的にこういう不祥事を起こせばこういうふうな処分を受けるんだ、場合によっては懲戒

免職になるんだということも全職員に徹底をいたしております。

そういったことを受けまして、今後とも、先ほども申しましたが、県内、本当に残念なことですけども、県内あるいは全国でいろいろな起こりました不祥事に対しまして、その都度適切に情報を提供をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 4番の筑後川温泉整備計画について。

私が、初めて筑後川温泉について質問したのは、平成26年6月の議会でした。それから、かれこれ2年が経った現在に至っても、何も変わることがないように思われます。平成26年6月議会で、私の質問である「筑後川温泉を市としてはどういうふうに位置づけているか」に対し、「福岡県唯一の国民保養温泉地の指定を受けており、活用すべき地域の重要な資源であると考えている。県道52号、いわゆる八女香春線の改良、昭和橋、寿橋のかけかえ等、周辺地の環境整備も整いつつあり、整備完了に合わせた温泉地振興は喫緊の課題であり、筑後川温泉旅館組合、観光協会とともに連携し、昨年度より着手している筑後川温泉整備計画の策定を急いでいるところ」という答弁をいただいた。また同年の9月議会でも、再度筑後川温泉について質問をしたときにも、市長からは前回と同じような答弁でしたが、しかしその折、副市長からの答弁では、「計画というのがえてして行政中心につくると絵に描いた餅で終わってしまって、中身はいいんだけども実現できないということになると、これは一番計画をつくる上で避けなければいけないことだと考えている。そのような中、地域の温泉旅館組合の意向を経営者の個々の意見を聞き、市と意見交換することを踏まえて、今年度いっぱい計画を形あるものにしていきたいと考えている」ということでした。

そこで、質問。

(1) 再々度になるかと思いますが、最初の質問から2年が経過し、昭和橋及び寿橋のかけかえも完了した現在の筑後川温泉計画の進捗状況を伺う。

旅館組合事務所について、平成27年12月の議会の折、答弁として、「現在、旅館組合の事務所をブランド推進課の中に設置しているが、メリットとしては、市内の観光のイベント等の情報が詳細に提供できる。また、デメリットとしては、筑後温泉内に訪れた観光客、または宿泊客の皆さんに直接案内できないということがあるが、ICTの活用による情報提供も進んでいることもあり、案内所を設置するメリットや必要性について、今後、筑後川温泉旅館組合として協議し、事務所のあり方について検討を行う必要があると考えております」との答弁をいただいておりますが、実際、旅館を訪れるお客様は土・日・祭日が多く、また宿泊先を決めておらず、各旅館の特色や料金または空室状況等を詳しく知りたくても、温泉内に案内所がないようでは筑後川温泉の印象も悪くなるのが懸念されます。



また、観光案内の件は市長の答弁の中にもありましたように、ICTの活用によりブランド推進課の中に必ずしもいなくても、案内所の中でわかるのではと思われます。よって、旅館組合の事務所として捉えるのではなく、うきは市の観光案内所として捉えるべきではないでしょうか。

そこで、(2) 旅館組合事務所のその後の進捗状況を伺う。

以上、2点。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、筑後川温泉整備計画について、2つの御質問をいただきました。

まず、1点目が筑後川温泉整備計画の進捗状況についての御質問であります。これまで筑後川温泉旅館組合とはいろいろと協議を重ねているところでありますが、昭和橋、寿橋のかけかえを初めとした県道の改良工事、筑後川温泉の国民保養温泉地計画の見直し等もあり、これらとの整合性をとることが必要であることから、現状におきましては、最終的な計画策定には至っておりません。ただし、計画の策定にかかわらず、温泉の活性化に向けて対応すべきことは多々ございますので、筑後川温泉旅館組合とは毎月第一火曜日に意見交換等を行っているところであります。

市としましても、温泉の活性化については、第2次総合計画、うきは市ルネッサンス戦略にも位置づけており、積極的に推進していきたいと考えております。このような中、地方創生の交付金を活用した整備事業等ができないか、現在検討を行っているところであります。

いずれにいたしましても、筑後川温泉旅館組合の考えや意向等を踏まえ、十分協議しながら、筑後川温泉の活性化を図ってまいりたいと考えております。

2点目が、旅館組合の組合事務所設置についての御質問であります。うきははブランド推進課の中に筑後川温泉旅館組合の事務所を移して2年目になります。市、うきは市観光協会、筑後川温泉旅館組合が一緒にいることで相互の情報提供、情報共有が可能となりますし、旅行会社を初めとした観光事業者への営業につきましても3者一体となって実施をしているところでありますので、大きなメリットが出ている状況でございます。事務所が温泉街にないということに対するデメリットとしては、現地を訪れた観光客に対して直接案内ができないということが挙げられます。しかしながら、スマートフォンやSNS等の普及により、情報提供の場としての案内所の役割は低下しているのが実態であります。このような状況を踏まえて、温泉街における案内機能の整備について、引き続き旅館組合とも協議を行ってまいりますが、現時点では市が事務所案内所の設置を行うという考えはございません。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） (1) の件でございますが、新聞によると柳川市はホテルを誘致

するため、施行した市の条例に沿って、ホテル側に対し建築費のうち一億円を補助するほか、固定資産税を10年間免除するなどの優遇措置を講じて、再来年186室の部屋を整えた7階建てのホテルをオープンすることになり、協定に合わせ、約50人の従業員を地元から優先的に雇用することにしている。

そこで、我がうきは市では、わざわざ外から誘致するまでなく、筑後川温泉と吉井温泉の2カ所の温泉地があり、先日のこども議会の折、市長が言っておられたように、両温泉地にはもう一つ感動するところがないということでした。この言葉は以前から筑後川温泉を訪れたお客様からも何回も言われてきた言葉です。よって、組合としては以前から何度も行政に陳情してきて、風情のある理想の青写真を20年ぐらい前につくっていただきましたが、昨年12月議会での私の質問に対する副市長による答弁の中に、絵に描いた餅になってはならないとのことでした。そうならないためにも、この青写真を少しでも実現に近づけるためにも、行政の力がぜひ必要です。私も今までに何回もこのことに関しまして質問を繰り返してまいりましたが、そろそろ終わりにしたいと思っておりますが、できることからなるべく早く実行に移していただきたいと切に希望しますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課長の田籠でございます。

今、佐藤議員のほうから言われた、以前計画を立てたということ、多分それは平成6年ぐらいに計画された筑後川温泉周辺関係の整備事業の基本構想だったかと思えます。計画が立ったまんまで、二十数年経ちまして、なかなか取り組みができてなかったような状況かと思えます。

今、8月の温泉組合の総会の折にも、いろいろ要望等もいただいておりますし、この二十数年前に基本構想も立っております。そういう部分も活用させていただきながら、温泉地の整備計画については進めてまいりたいと思えますし、温泉組合のほうとも協議をしながら進めていきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 各旅館から入湯税として納めております中から、施設の整備基金として積み立てております積立金、現在5千数百万あると思えますが、ぜひ有効活用していただきたいと思えます。

また、「できる限り」という言葉を言いますが、なかなか「できる限り」という言葉は実行をするという意味にとられないのではないかと思います。だから、ここで何年の何月何日までに

この計画を立てるか、そのことについて質問します。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、うきはブランド推進課長のほうからも答弁をいたしましたけども、地域のほうと協議、具体的には温泉組合のほうと協議をしながらできるところから進めていくというふうな形で対応を図っているところではあります。

最終的に、その計画として形のあるものにしていくということにつきましては、さらに協議が必要かと思っておりますけれども、市長からの答弁にもありましたように、まずできるところからやっていくということで、いろんな形で今進めているところであります。

当然、議員が御指摘でありました、例えば風情ある環境をつくるというようなことに関しましては、当然温泉の旅館の事業者の方も努力をしなきゃいけない部分と市が連携してやっていく部分、そういうようなところもございますし、ハードの部分につきましてはなかなか資金の部分もありますので急には進まないというところもあろうかと思えます。

ですから、例えば、ソフトの部分につきましても、市のほうも旅館組合と連携してできるところから対応させていただいているという状況がございまして、例えば、先週土曜日ですけども、インバウンド、最近国のほうも力を入れておりますけども、その関連で韓国からもエージェントを迎えて、そして吉井の街並み及びフルーツ観光、そして宿泊地として筑後川温泉に泊まっていたら、温泉のよさを理解していただいているというところです。

また、温泉旅館サイドも韓国語を勉強していただいて、そして具体的に韓国の方に案内をしていただけるような形で、相互にやはり市と温泉組合のほう、連携しながらソフトな事業も含めて対応をしているところであります。

それと、もう一つ、うきは市ルネッサンス戦略の中でも大きなプロジェクトとして、うきはの資源活用と新たな雇用の創出という中の一つのプロジェクトとして、温泉健康ツーリズムプロジェクトを掲げているところであります。これにつきましても、先ほど市長の答弁にありましたけども、地方創生の枠組みの中で展開していくというふうなことで、いろいろな今動きが出てきているところであります。このような動きを総括的にまとめ、調整し、そして温泉組合等の連携のもと、計画という形でまとめ、そして早急にいろんな形で温泉の活性化を目指して、市としても対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 観光案内所の件ですが、せっかくマスコミにうきは市の観光スポ

ットを取り上げてもらって、なかなかわかりにくい場所が多いので、そういった意味においても高速のインターでおいて、うきは市に入ってすぐ筑後川温泉入り口に観光案内所を設けておけば、うきは市を訪れる観光客の方々にも喜ばれると思うがどうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） その御指摘は再三、議員からお話を伺っているところであります。

今、うきは市におきましては、「道の駅うきは」、うきはの里（株）を中心とした総合商社のあり方について検討をさせていただいております。

この総合商社、これはDMOを含めた全ての観光資源を一体的に横連携を図った体制のあり方を、今検討中でございますので、そういう総合商社の検討を進める中で、議員御指摘の件についても頭に置いて、またそういう中で対応できるものがあれば、しっかり検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 検討という意味がよっと私もわかりません。検討っちゅうのは、実行せんでもいいのが検討かなと思うわけでありまして。だから、もう少しわかりやすく説明のほどをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 検討ということではありますが、広義的にオールうきは市として、観光のあり方について考えていきたい、こういうふうに申し上げているところであります。

ぜひ、議員には理解をさせていただいていると思うんですが、やはり温泉地内の活性化とその周辺をどう環境整備していくかという、2つの視点があります。温泉地内はやっぱり行政が何から何までやるんじゃないなくて、やっぱり旅館組合と地域とが一体となって下から盛り上がってくるものであります。この環境整備はしっかり我々行政が取り組んできたことは御承知のとおりだと思います。昭和橋、寿橋の整備はもちろん、筑後川温泉の入り口についても、途中から非常に県が難色を示したことについて、ちょっと看板設置等あわせてしっかり方向性を変えてやったという取り組み、あるいはあの近隣に大石堰がございます。大石堰の見学まで、見学のルート、堤防道路が幅員が狭いということもあって、なかなか利便性が良くないんですけども、そちらについても、今、国土交通省に何とかならないものかという話もさせていただいて、その温泉街を盛り立てるための周辺環境整備の行政がやるべきことは最大限やっていて、あとは中にいる皆さんがどう盛り上がっていくか。こういうところが大きなポイントではないか、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 市長はよく地域資源の活用と言われますが、平成27年3月議会

において、旧老人福祉センターちかぜについての私の質問に対し、「民間活力の中で再利用というか、再活用とやりたい」という答弁でした。その後、12月の議会において、再度その進捗状況を質問したところ、「厚生文教常任委員会から、地域の活性化につながるように有効活用を十分検討することと指摘をいただいておりますので、御意見を尊重し検討しているところでございます。しかしながら、具体的な活用方法については、現段階では決定していない状況であります」との答弁でしたが、その後、再度、現段階の進捗状況を伺う。

2点目、筑後川温泉内に豊楽荘の跡地があるが、現在有効活用されていないように思われるが、市として何か活用方法を考えているか伺う。

以上、2点。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちかぜにつきましては、御存じのとおり昨年、設置条例を廃止いたしております。よろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） 今の答弁でいいですか。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） もうちょっと具体的に。そういうのはわかっておるわけです。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと事前通告を受けておれば、回答の準備をいたしておったんですけども、一応状況を説明させていただきます。

ちかぜにつきましては、昨年度、設置条例を廃止いたしております。現在、ちかぜにつきましてはの処分方法につきましては、現在、企画財政課のほうに所管が移っております。一応、行政財産が終了いたしましたので、普通財産という形での管理になっております。市といたしましては、筑後川温泉地域にできるだけ活性化できるような形での処分方法、そういったことを検討いたしております。しかしながら、御存じのようにあの施設自体が非常に老朽化をいたしております。それから、昭和56年以前の建物でございますので、公共施設としての使用ができない、要するに耐震診断に耐えられない建物でございますので、今後、そういった公共的なものには使えないという状況でございます。そういったことから、もし売却するのであれば、建物自体を解体するか、あるいは建物のまま処分するか、そういった2つの方法があるわけでございますけども、それぞれにつきまして、それに要する経費、また購入される相手方のいろいろな事情等があります。そういったもの、できるだけ地元で活性化できるような方を検討しながら、そういった相手方を現在、探しておるといいますか、そういった状況でございます。

これにつきましては豊楽荘につきましても、これは建物自体ございませんけれども、同じく普通財産として管理をいたしておりますので、そういった購入の相手方がいらっしゃれば、地元の

活性化につながるような計画を持っていらっしゃる方がいらっしゃれば売却に応じる、そういった形で進めておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） ちかぜの件ですが、よく地元の人からパークゴルフに来ている人から、ちかぜはどうなったのかってよく聞かれます。このままでは宝の持ち腐れになってしまうので、なるべく早く活用方法をしてもらいたいというのがよく耳にするわけです。だから、こういうことを聞いているからここで質問しよるわけでございます。だから、早急に何とか再度考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

それと、今の豊楽荘の跡地、本当に二十何年も現在まで放置して何も生かされていない、本当にやっぱりこういう問題を早くしていただかんと、地域にはマイナスと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） いずれの施設等についても、今策定しています準備を進めております公共施設等総合管理計画の中で方向性をしっかり定めて、議員御指摘のいろんな方策があろうと思いますので、ぜひ筑後川温泉全体が活性化できるようなあり方について検討していきたい、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 時間が3分ありますけど、本当は選挙のことを言おうと思いましたが、全然言われるあれがありませんでしたので、ちかぜのことを話したわけでございます。

以上をもちまして、質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。本日は、これで散会します。

連絡します。あした、9月6日は、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時30分散会

---